

秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画

**令和8年度～令和12年度
北海道秩父別町**

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 秩父別町の概況.....	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
	(3) 行財政の状況.....	4
	(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	13
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	14
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	14
	(7) 計画期間.....	15
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	15
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
	(1) 現況と問題点.....	16
	(2) その対策.....	16
	(3) 計画.....	17
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	18
3	産業の振興	19
	(1) 現況と問題点.....	19
	(2) その対策.....	22
	(3) 計画.....	24
	(4) 産業振興促進事項.....	26
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	27
4	地域における情報化	28
	(1) 現況と問題点.....	28
	(2) その対策.....	28
	(3) 公共施設等総合管理計画との整合.....	28
5	交通施設の整備、交通手段の確保	29
	(1) 現況と問題点.....	29
	(2) その対策.....	30
	(3) 計画.....	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	32
6	生活環境の整備	33
	(1) 現況と問題点.....	33
	(2) その対策.....	34
	(3) 計画.....	37
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	39
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
	(1) 現況と問題点.....	40
	(2) その対策.....	42
	(3) 計画.....	44
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	47
8	医療の確保	48
	(1) 現況と問題点.....	48
	(2) その対策.....	48
	(3) 計画.....	49
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	50
9	教育の振興	51
	(1) 現況と問題点.....	51
	(2) その対策.....	53
	(3) 計画.....	54

(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	55
10 集落の整備.....	56
(1) 現況と問題点.....	56
(2) その対策.....	56
(3) 計画.....	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	58
11 地域文化の振興等.....	59
(1) 現況と問題点.....	59
(2) その対策.....	59
(3) 公共施設等総合管理計画との整合.....	60
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	61
(1) 現況と問題点.....	61
(2) その対策.....	61
(3) 計画.....	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	61
資料 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	62

1 基本的な事項

(1) 秩父別町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、道央地域空知管内の北部に位置し、面積は47.18㎢である。地勢はおおむね平たんで、東部に標高120m程度の丘陵地帯があり、北部から西部は雨竜川に囲まれた純農村地帯であり、町の面積の70%を農地が占めている。気候は内陸型で、夏季は高温多湿、冬季は160cm程度の積雪がある。

本町は、明治28年、29年の両年に屯田兵の入植により開かれ、その後、平たん部全域に550mから630mごとに碁盤の目状に道路が整備され、これに沿って農家が散在しており、特に集落の形成はない。

交通網は、明治時代の後期に国鉄留萌本線が開通し、その後に道路網が整備され、町の中心部を東西に国道233号線、南北に道道2路線が通っており、町道を含め交通の利便性が確保されている。また、令和2年に深川-留萌を結ぶ「高規格幹線道路深川・留萌自動車道」が開通し都市圏へのアクセスが向上した。

交通機関は、民間4社のバスが乗り入れ、社会的にも経済的にもつながりが大きい札幌、旭川、留萌、深川などの都市への直行便が運行されている。なお、JR留萌本線は、利用者の低迷から令和8年3月末での廃止が決定している。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和32年の7,123人をピークに減少を続け、平成7年の国勢調査では3,546人とピーク時の約半数となり、令和2年には2,329人となっている。近年、人口減少はやや鈍化しているものの、依然として続いており、今後、様々な人口確保対策をしてもなお続くものと予測される。この人口減少の主な原因は、若年層の都市部への流出であり、若者の雇用を確保する企業が少ないこと、担い手不足等による離農や商工業の廃業、生活環境整備の遅れなどに起因するものと考えられる。

こうした状況に対応するため、これまで本町では移住定住、産業や観光の振興、生活環境、福祉、教育等において、ハードとソフトの両面から対策を行ってきたが、まだ十分とは言えない状況にある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は農業であり、肥沃な土壌と恵まれた気象条件があいまって、道内有数の穀倉地帯の地位を築いた。今後の本町の社会的、経済的発展のためにも農業の振興

は重要である。

本町の農業が持続的に発展していくため、地域の実情に応じて経営規模の拡大、農業経営の複合化や多角化等を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営と担い手の育成・確保をしなければならない。

第2次・第3次産業については、地場資源を活用した加工製品の開発研究及び販売促進、既存企業の振興、企業誘致などの取組を継続、発展させるとともに、雇用の確保に努めることにより地域経済の活性化を図る。

一部の公共施設では老朽化が進んでいることから、人口減少による利用需要の変化に対応するため、既設施設の更新や活用のあり方について検討が必要である。

今後、次世代に向けて持続的な発展を遂げるため、人口減少や少子高齢化に対応しながら人材の確保・育成を図り、持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図っていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、昭和32年以降生産年齢人口の都市部への人口流出が急速に進み、それに伴い出生数が減少し自然減少が常態化しており、昭和55年の国勢調査では4,163人であったが、令和2年には2,329人となり、以降も減少が続いている。

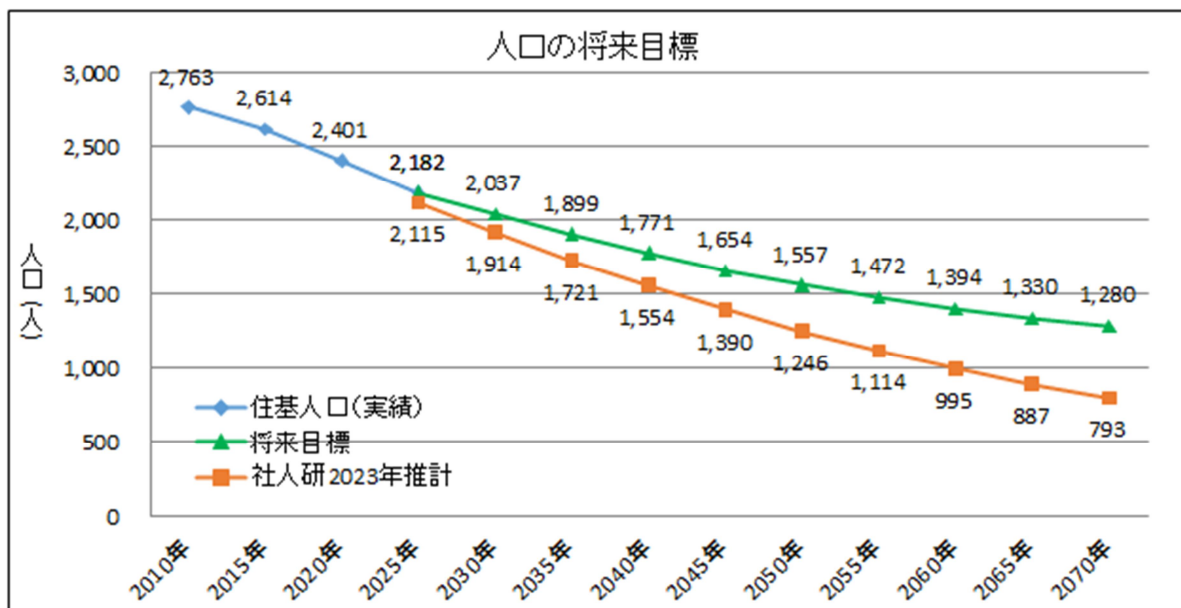
また、国立社会保障人口問題研究所（社人研）によると、本町の人口は令和12年（2030年）には1,914人、令和32年（2050年）には1,246人まで減少すると推計されているが、秩父別町人口ビジョンでは様々な人口確保対策を実施することで人口減少を抑制させ、令和12年（2030年）で2,037人、令和32年（2050年）で1,557人を維持することを目標としている。

表1-1 (1) 人口の推移

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,163	人	3,735	△ 10.3	3,003	△ 19.6	2,513	△ 16.3	2,329	△ 7.3
0歳～14歳	874	人	602	△ 31.1	327	△ 45.7	227	△ 30.6	230	△ 1.3
15歳～64歳	2,725	人	2,370	△ 13.0	1,664	△ 29.8	1,235	△ 25.8	1,106	△ 10.4
うち 15歳～ 29歳 (a)	744	人	561	△ 24.6	363	△ 35.3	248	△ 31.7	201	△ 19.0
65歳以上 (b)	564	人	763	35.3	1,012	32.6	1,051	3.9	930	△ 11.5
(a) / 総数 若年者比率	17.9	%	15.0	—	12.1	—	9.9	—	8.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	13.5	%	20.4	—	33.7	—	41.8	—	39.9	—

(国勢調査)

表1-1 (2) 人口の見通し



(第3期秩父別町人口ビジョン)

イ 産業の推移と今後の見通し

人口減少や農業情勢の変化等に伴い、産業構造にも大きな変化をもたらしている。

就業総数は、昭和55年から令和2年の間に1,078人減少し、約半数程度となった。

就業人口比率は、昭和55年に多数を占めていた第1次産業は51.7%から34.4%まで減少した一方、第3次産業は28.1%から54.2%まで上昇し第1次産業を上回り、その差は大きくなっている。また、第2次産業は、製造業者の撤退等により減少している。

今後も、第1次産業の減少及び第3次産業の増加の傾向が続くものと思われる。

表1-1 (3) 産業別人口の推移

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	構成率	実数	構成率	実数	構成率	実数	構成率	実数	構成率
総数	人 2,249	% —	人 2,075	% —	人 1,529	% —	人 1,175	% —	人 1,171	% —
第一次産業	1,162	51.7	954	46.0	586	38.3	442	37.6	403	34.4
第二次産業	454	20.2	411	19.8	251	16.4	125	10.6	133	11.4
第三次産業	633	28.1	710	34.2	692	45.3	608	51.7	635	54.2

(国勢調査)

(3) 行財政の状況

ア 行財政

国においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行以来、景気は緩やかに回復しているが、物価の上昇や国外情勢の影響により不透明感がみられる。依然として少子高齢化に歯止めがかからず、社会保障の増大等財政状況が悪化し、国債残高は累積の一途をたどっている。

本町では、これまでに行ってきた行財政改革の結果、町債残高は減少、基金現在高は増加するなど、比較的健全な財政状況を保ってきた。

しかしながら、近年の公債費や施設管理費の増による経常収支比率の上昇に加え、令和5年度から7年度にかけて大型建設事業の実施に伴う公債費の増加により、実質公債費比率の上昇が見込まれ、今後の財政の硬直化が課題であるとともに、国の財政悪化に伴う地方交付税や補助金等の減による財政の悪化が懸念される。

このため、引き続き行財政改革を進め、財源の重点的かつ効率的な配分に努めることで収支バランスを維持し、中長期的視点に立った持続可能で安定的な財政構造を確立する必要がある。

表1-2 (1) 財政状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	2,983,023	3,217,982	4,179,685
一般財源	2,018,761	1,930,439	1,948,160
国庫支出金	277,079	204,957	569,980
道支出金	104,335	208,572	194,665
地方債	349,271	342,830	709,389
うち過疎対策事業債	217,800	252,800	474,300
その他	233,577	531,184	757,491
歳出総額 B	2,897,866	3,109,304	4,108,649
義務的経費	1,169,915	1,065,653	1,171,136
投資的経費	528,084	560,738	778,305
うち普通建設事業	528,084	560,738	778,305
その他	1,199,867	1,482,913	2,159,208
過疎対策事業費	308,343	314,193	688,264
歳入歳出差引額 C (A-B)	85,157	108,678	71,036
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,194	23,731	676
実質収支 C-D	61,963	84,947	70,360
財政力指数	0.146	0.147	0.163
公債費負担比率	23.6	20.6	18.8
実質公債費比率	13.1	7.5	6.1
起債制限比率	7.8	2.8	5.1
経常収支比率	82.4	80.3	87.0
将来負担比率	23.5	-	-
地方債現在高	4,556,740	4,005,035	4,173,380

イ 施設整備水準等の現況と動向

主要公共施設等の整備状況をみると、町道の改良率は90.3%であり、改良に併せ舗装率も60.8%まで上昇し、今後も住民の要望に応えるべく整備を進めていかなければならない。

水道は簡易水道施設で98.6%の普及率である。

排水施設については、平成元年度に併用を開始した農業集落排水事業により、市街部では100%の下水道普及率となっている。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	64.4	83.8	89.2	90.1	90.3
舗装率 (%)	24.2	46.9	54.0	58.7	60.8
農道延長 (m)	40,984	51,547	64,830	72,014	72,014
耕地1ha当たり農道延長 (m)	13.4	17.0	22.1	24.2	24.6
林道延長 (m)	0	0	0	0	0
林野1ha当たり林道延長 (m)	0	0	0	0	0
水道普及率 (%)	86.1	91.2	94.4	97.8	98.6
水洗化率 (%)	0	25.2	92.6	97.3	98.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

① 交通通信体系

・国 道

町の中心部を通る国道233号9.3kmは全線舗装されている。

また、平成14年11月から市街地での融雪溝の供用が開始され、このため冬期間における歩車道の空間が広く、視野が良くなり、交通事故防止・生活環境の向上等が図られているが、歩道の市街地以西は横風を受けやすい上に幅が狭く危険であり、自歩道の拡幅が望まれる。

平成30年に小型ホームセンターができたが、歩道幅が狭く冬期間の歩行が困難なため、札幌開発建設部の早急な歩道整備が望まれる。

・道 道

道道4路線15.5kmはすべて改良舗装を終えているが、沼田妹背牛線においては、吹雪による視界不良で事故が多発しているため、安全対策が望まれている。

・町 道

市街地区は幹線道路、住宅街小路とも、そのほとんどが本舗装あるいは簡易舗装を終えているが、この中には幅員の狭小な路線が数多くあり、冬期間は除排雪による路面確保に苦慮している。

農村地区においても市町村道整備事業及び広域農道整備事業などの道営事業によって

整備が進められ、令和6年度末現在で改良率については90.3%に達しているが、舗装率については60.9%と低く、また交通安全施設も経年による損傷が進んでいるため整備が望まれる。

- ・通信施設

郵便局は1局あり、テレビ受像難視地区はない。電話回線は町内全域に普及し、携帯電話も町内全域が通信エリアとなっている。インターネット環境については、令和3年度に未整備地域への光回線の敷設が行われ、町内全域で光ブロードバンドサービスが提供されている。

防災通信施設として、令和2年度に防災行政無線のデジタル化更新工事を行い、全世帯に戸別受信機を貸与したほか、市街地区には屋外スピーカーを2か所設置し、災害時等の連絡体制整備を図った。

② 教育文化施設

- ・学校教育

学校等施設については、小学校1校（昭和39年に4校を統合）、中学校1校がある。

近年、児童生徒数の減少が続く中、中学校校舎は建設から40年以上が経過し、老朽化が著しいため、令和6年度から令和7年度で既存小学校校舎を増改築し、義務教育9年間の一貫性のある教育を目指した施設一体型の義務教育学校「秩父別町立秩父別学園」を令和8年度から開設する。

給食施設は、平成14年に北空知学校給食組合に加入し、小・中学校の完全給食を実施していたが、施設の老朽化により、新たに平成25年に北空知1市4町で北空知圏学校給食組合を設立し、平成27年4月から給食の提供を行っている。

表1-2 (3) 学校施設の現況

(令和8年3月末現在)

学校名	所在地	児童生徒数	学級数	教員数	施設					危険校舎面積	給食実施状況
					寄宿舎の有無	プールの有無	普通教室	特別教室	屋内運動場の有無		
秩父別町立秩父別小学校	秩父別町	85	9	14	無	無	8	8	有	無	完全給食
秩父別町立秩父別中学校	秩父別町	49	5	14	無	無	6	10	有	無	完全給食
(令和8年4月見込み) 秩父別町立秩父別学園	秩父別町	130	13	29	無	無	13	12	有	無	完全給食

・社会教育

昭和48年に建設したファミリースポーツセンターと同公園（平成29年4月1日ベルパークちっぷべつに名称変更）を整備して以降、これに隣接して研修センターや郷土館、図書館、B&G海洋センター、インドアグラウンドのふれあいプラザ及びパークゴルフ場を整備した。さらに、旧道立秩父別高等学校を改修し、生涯学習センター「生き生き館」として利用しており、これらが社会教育の中核をなしている。これらを拠点として各サークル活動や文化活動が行われているが、一部の施設を除き、少子化高齢化により、利用者等は年々減少傾向にある。

表1-2 (4) 教育文化施設の現況

(令和8年3月末現在)

施設名	建設年度	施設規模	所在地
ファミリースポーツセンター	昭和48年	鉄筋コンクリート造 2階建一部鉄骨造 2,578㎡	2条1丁目
ベルパークちっぷべつ (旧称：ファミリースポーツ公園)	昭和48年 ～昭和52年	テニスコート2面、野球場、キャンプ場	2条1丁目
町民研修センター	昭和54年	鉄骨造平屋建 315㎡	2条1丁目
郷土館	昭和56年	鉄骨造2階建 654㎡	2条1丁目
海洋センター	平成4年	プール 4,229㎡	2条1丁目
図書館	平成4年	鉄筋コンクリート造2階 691.2㎡	2条1丁目
交流会館	平成4年	鉄骨造平屋建 405㎡	2条1丁目
ふれあいプラザ	平成5年	インドアグラウンド 1,806㎡	2条1丁目
パークゴルフ場	平成9年	27ホール 34,445㎡	2条1丁目
生涯学習センター（生き生き館）	平成13年	鉄筋コンクリート造2階建 3,258㎡	2条2丁目

・集会施設

地域住民の自主活動や相互協力の推進を図るため、コミュニティ会館を農家地区に6か所、市街地区に2か所設置し、各町内会等により自主的に管理運営されている。令和6年度には、市街地区中央部の1か所を複合的コミュニティ施設として改築したところであり、コミュニティ活動の更なる活性化が期待される。

既存施設は建設から相当の年数を経過していることから、適切な老朽化対策が必要である。

また、地域の人口減少に伴う町内会の再編等を見据えて、施設の統廃合を含めた検討が今後必要となる。

表1-2 (5) 集会施設の現況

(令和8年3月末現在)

施設名	建設年度	施設規模	所在地
東栄コミュニティ会館	昭和53年	木造モルタル平屋建 190.46㎡	5条1丁目
日の出コミュニティ会館	昭和54年	木造モルタル平屋建 213.5㎡	南1条東1丁目
南コミュニティ会館	昭和54年	木造モルタル平屋建 198㎡	1条5丁目
屯田コミュニティ会館	昭和61年	木造平屋建 224㎡	2条4丁目
北新コミュニティ会館	平成3年	木造平屋建 296.04㎡	6条3丁目
筑紫コミュニティ会館	平成7年	木造平屋建 179.21㎡	2条1丁目
西栄コミュニティ会館	平成17年	木造2階建 155.52㎡	2条8丁目
秩父別町コミュニティプラザ	令和6年	鉄骨造2階建 563.22㎡	2条2丁目

③ 生活環境施設、厚生施設

・水道施設

昭和60年4月から北空知広域水道企業団より受水し、安全で良質な水道水を安定供給しており、現在の普及率は98.6%（令和6年度末）となっている。

また、有収率は72.5%となっており、漏水の早期発見、有収率の向上に努めている。

・下水処理施設

し尿処理については北空知衛生センター組合に加入し、共同処理しているが、平成元年4月から供用を開始した農業集落排水処理施設により現在799戸が家庭雑排水を処理し、そのうち786戸がし尿処理も行っている。

農家地区においては、平成6年から合併処理浄化槽を整備しており、現在は166基が稼働している。

・廃棄物処理施設

ごみ処理については、北空知衛生センター組合、北空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合に加入し、定期的に収集し処理している。分別については、新たにプラスチックごみの分別回収を検討している。

・火葬場

火葬業務については、平成 31 年度に北空知葬斎組合が北空知衛生センター組合に統合され、運営されている。北空知葬斎場は、建築から 40 年以上が経過し、老朽化が著しく業務に支障をきたすおそれがあったため、令和 4 年度から新火葬場の整備に着手し、令和 7 年 4 月から供用を開始した。

・消防施設

昭和 47 年に北空知圏域市町によって深川地区消防組合を設立、近年は平成 26 年に消防庁舎を新築移転したほか、車両の適正な入替えにより消防体制の強化に努め、機動性が充実している。更に消防無線のデジタル化や 119 番の一元化等、救急をはじめ災害対応の環境も整っている。

表 1-2 (6) 消防施設の現況

(令和 8 年 3 月末現在)

常備署員	団 員 数		装 備	摘 要
6名	本 部	2名	ポンプ車CDⅡ型(A2級) 1台 タンク車水Ⅱ型(A2級) 1台	防火水槽 40t級 19基 消火栓 16基
	第1分団	20名	ポンプ付水槽車(A2級) 1台 積載車 1台	
	第2分団	21名	小型動力ポンプ(C-1) 2台 広報連絡車 1台	
	計	43名	卓上型固定移動局 3台 受令機 1台 卓上型無線機 5台 携帯型無線機 5台	

・福祉施設

昭和 57 年の特別養護老人ホーム和敬園や老人福祉センターを皮切りに、これまで多様な福祉施設が建設されている。高齢化や少子化が進み人口構造も大きく変化していることなどから、福祉施設の果たす役割が増大している。今後も誰もが健康で生活の豊かさを実感し、生きがいをもって暮らせるよう各種施設の整備に努め対応していく。

表 1 - 2 (7) 福祉施設等の現況

(令和 8 年 3 月末現在)

施設名	設置主体	建設年度	施設規模	利用状況
特別養護老人ホーム (和敬園)	民間	昭和57年	鉄筋コンクリート造平屋建 1,552㎡	定員80名
介護付有料老人ホーム	民間	平成24年	鉄筋コンクリート造平屋建 607.98㎡	定員15名
老人福祉センター	町	昭和57年	鉄筋コンクリート造一部2階建 1,182㎡	老人の生きがい活動、 一般住民の福祉活動
デイサービスセンター	町	平成7年	鉄筋コンクリート造平屋建 632.5㎡	定員1日25名
認定こども園(くるみ)	町	平成10年	鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 624.05㎡	定員80名
高齢者グループハウス (らいふ)	町	平成11年 ～平成12年	鉄筋コンクリート造平屋建 1,415.44㎡	戸数20戸
グループホーム	民間	平成14年	木造平屋建 347.8㎡	定員9名
グループホーム	民間	平成17年	木造平屋建 293.2㎡	定員9名
障がい者グループホーム (心空Ⅰ)	民間	平成29年	木造2階建 274.92㎡	定員10名
障がい者グループホーム (心空Ⅱ)	民間	平成30年	木造2階建 284.87㎡	定員10名
障がい者グループホーム (心空Ⅲ)	民間	令和3年	木造2階建 296.05㎡	定員10名

・診療施設

町立診療所は、一次医療（初期医療）を担う本町唯一の医療機関として平成6年に開所され、患者数の増に伴い平成13年度に施設を増築している。二次医療機関としては、近隣（車で15分以内）に地域センター病院である深川市立病院があり、診療所では対応困難な休日夜間対応などを担っているほか、各種連携体制を構築しながら地域医療を支えている。

町立歯科診療所は、昭和44年に開所した後、施設の不備や患者数の増加に伴い平成5年に現在の施設を建設した。平成30年度には、老朽化に伴い屋根の張替工事を実施し、令和8年には外壁の改修を予定している。

両診療所ともに施設の老朽化が進んでおり、計画的に整備していく必要がある。

表 1 - 2 (8) 診療施設等の現況

(令和 8 年 3 月末現在)

施設名	設置主体	建設年度	施設規模	診療科目
町立診療所	町	平成6年	木造平屋建 210.96㎡	内科・循環器内科・整形外科
町立歯科診療所	町	平成5年	木造平屋建 124.35㎡	歯科

・公営住宅等

現在 213 戸の公営住宅が 9 団地で構成されているが、老朽化や生活様式の変化により改善を求めるニーズが高まっている。このため、住環境整備を計画的に改善していく必

要がある。

また、若者定住の促進等のために、単身者向け仕様と、高齢社会に伴う高齢者対応の建設を進めてきたところである。

今後は、団地別、住棟別の活用方法を定め、維持管理・長寿命化を検討する。

④ 観光施設等

平成元年に建設した秩父別温泉を核として、開基百年記念塔、道の駅等の施設を整備し、平成29年にはこども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる、その翌年には屋外遊戯場キュービックコネクションを整備し、町民の交流推進と町外からの交流人口の拡大を図ってきた。

また、町内の丘陵地帯には平成11年にローズガーデンちっぷべつ、平成18年には観光体験牧場が開園し、令和3年にはローズガーデン敷地内にドッグランが加わった。

新型コロナウイルス感染症の流行により観光入込客数が一時大幅に減少したが、近年は回復しつつあるものの十分でないため、魅力向上やPRに努める必要がある。

表1-2(9) 観光施設の状況

(令和8年3月末現在)

施設名	建設年度	施設規模	所在地
秩父別温泉	平成元年	本館 鉄筋コンクリート造 2階建 1,601.05㎡	2条1丁目
	～平成2年	宿泊棟 鉄筋コンクリート造 3階建 2,230.99㎡	
	平成5年	シルクの湯 鉄骨造 479.85㎡	
	平成9年	おおとり棟 鉄筋コンクリート造 3階建 1,047.69㎡	
	平成24年	黄金の湯 鉄骨造 369.20㎡	
開基百年記念塔	平成5年	鉄骨造 56.80㎡ 高さ30.48m (100フィート)	2条1丁目
道の駅(特産物展示館)	平成5年	木造 82.62㎡	2条1丁目
ローズガーデンちっぷべつ	平成10年	バラの城ふろーら 鉄筋コンクリート造 306.60㎡	3条東2丁目
	令和3年	ドッグラン 1,000㎡	
交流体験農園	平成16年	センターハウス 木造 116.64㎡	南山
	～平成17年	簡易宿泊施設 木造 20棟 777.6㎡	
観光体験牧場管理棟・羊舎	平成17年	鉄骨造 617.88㎡	3条東2丁目
こども屋内遊戯場 キッズスクエアちっくる	平成29年	R C造+木造 平屋1階建て 建築面積 604.25㎡	2条1丁目
屋外遊戯場 キュービックコネクション	平成30年	高さ13m 幅58m 6階層のコンビネーション遊具	2条1丁目

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は開拓以来、稲作農業を基幹産業として今日まで発展してきた町である。秩父別町総合計画で定める町の将来像を念頭に、自然環境に優れ肥沃な土壌と水に恵まれた緑豊かな食料生産基地としての役割を果たしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢にあって次世代に向けて更なる発展を遂げ、町民の誰もが幸せを実感できるまちづくりを目指し、秩父別町総合計画及び秩父別町創生総合戦略に掲げた各種施策を実施していく。

今後も長期的に人口減少が見込まれることから人口減少の進行の緩和と人口減少社会への適応を念頭に、これまで行ってきた経済的支援やサービス充実による子育て世帯等の移住・定住促進、U I J ターン支援や地域おこし協力隊の受入れ、交流体験農園や観光施設を活用した交流人口・関係人口の創出など総合的な取組を継続、発展させる。

町の基幹産業である農業の振興については、後継者と担い手不足、農産物の価格が不安定など厳しい状況にあるが、秩父別町農業再生協議会を中心に水田を最大限活用し、地域に即した土地利用型作物及び高収益作物の作付けを進め、加えて既に取り組んでいる減農薬・減化学肥料によるクリーン農業を更に推進するとともにスマート農業の取組を進め、農家個々の所得向上を図り、将来性のある職業として魅力ある農業を確立する。また、地域の特性を生かした農産物加工商品開発等により、地場産業の創設を進め、地域経済の振興を図る。観光振興においては、これまで秩父別温泉、ローズガーデンちっぷべつ、ベルパークちっぷべつを核とした観光・レクリエーション施設の整備を進め、都市住民との交流を拡大し、地域の活性化を図ってきた。今後は、幅広い利用者のニーズに応え得る施設整備とホスピタリティーの向上を目指し、ハード・ソフトの両面から更なる充実を図っていき、SNS等を活用した情報発信を強化するとともに、インバウンド観光や関係人口創出を視野に入れた取組を推進していく。

児童福祉においては「子ども子育て応援宣言」のまちとして、子どもの健康を守り、子育て子育てを支え、生き抜く力等を育むことができる環境づくりを行う。

高齢化社会を迎え、高齢者が健康で安全、安心に暮らせるような生活環境を整える必要がある。住居、食生活、見守りや介護従事者の確保など、ハード・ソフト両面からきめ細かな施策を推進する。また、安心な暮らしを確保するため、広域連携等により地域医療・介護体制を確立する。

教育文化については、ファミリースポーツセンターや生涯学習センター「生き生き館」等の社会教育施設を整備し、「生涯学習の町」宣言に基づき、各種の施策を展開している。今後も、多種多様な学習ニーズや団体活動を施設整備や人的支援等の面でバックアップし、学習環境と文化水準の向上に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展のための基本目標は、「第3期秩父別町人口ビジョン」の将来展望で掲げた「2030年の総人口2,037人を維持」とする。

また、第3期秩父別町創生総合戦略においては、次の4つを基本目標として掲げ、数値目標を設定している。

① しごとをつくり、安心して働けるようにする

数値目標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
農業従事者数	352人	316人（90%維持）
耕作放棄地面積	0㎡	0㎡
町内事業所数	90事業所	90事業所

② 新しい人の流れをつくり、転入者を増やし、人の流出を防ぐ

数値目標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
社会増減数	5年平均：-11.4人	±0
観光客入込数	年間601,000人	640,000人

③ 結婚、出産、子育てを安心してできるようにする

数値目標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
婚姻数（40歳未満）	4.6組（5年平均）	5組（5年平均）
出生数	14人（5年平均）	14人（5年平均）

④ 将来にわたり安心して快適に暮らせるまちにする

数値目標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
住みよいまちと感じている人（アンケート）	54.5%	60.0%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、秩父別町創生総合戦略に係る数値目標等の達成度の検証と同様に毎年度産官学金等の有識者から意見を聴取し行う。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日（令和8年度）から令和13年3月31日（令和12年度）までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共建築物には築40年を経過する施設が増えており、今後もこれらの施設を良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための改修工事が必要になる。生活に必要不可欠なインフラ資産である道路・橋りょう、簡易水道、農業集落排水などは、安全性を確保した安定的な供用が求められることから、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になる。

公共施設等は数十年にわたって利用するものであり、更新（建て替え）は長期的な視点での政策判断が必要である。「秩父別町公共施設等総合管理計画」では、財政構造の変化、公共施設等への町民ニーズの量や質の変化を捉え必要となる施設を将来にわたり維持するため、「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理コストの抑制」を基本方針と定め、計画的な施設の更新を図っている。

本計画に記載の全ての公共施設は「秩父別町公共施設等総合管理計画」に適合しており、同計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町では、移住定住の受皿となる住環境の整備を行っており、令和7年度末現在で9団地213戸の公営住宅等と9棟の民間賃貸住宅があり、民間賃貸住宅のうち8棟が町の補助事業により建設されたものである。

宅地分譲では、平成23年から平成28年にかけて「いなほ団地」の分譲を行った。現在は分譲に適したまとまった土地がないため実施していないが、住宅除却費補助金の活用による空き家の除却で宅地の流動化が図られている。

補助事業では、新築住宅取得補助金や住宅用地取得補助金、住宅リフォーム補助金、新婚世帯・子育て支援家賃助成事業・引越し費用助成事業、町内就業者定住促進家賃助成事業、U I J ターン移住支援事業等を実施し、移住定住の促進を図っている。

都市との交流促進を図るため、滞在型市民農園や移住体験住宅など都市住民が本町に滞在し、暮らしを体験できる環境を整備している。

多様な人材確保の取組として「地域おこし協力隊」の採用や外国人観光客等の誘致を図るためのインバウンド事業職員の採用、将来の人材確保を視野に入れた「ふるさとワーキングホリデー事業」を行ってきた。

以上の取組の成果として、直近10年間では平成29、30年、令和3年に社会増となるなど、人口減少の抑制に一定の効果があったが、近年は転出数が増加傾向にある。

今後、人口減少・少子高齢化、地域の担い手不足という課題に対し、これまで整備した施設等を有効活用し、ソフト事業を充実させ、移住定住及び地域間交流の促進を図るとともに、地域おこし協力隊の活用等により多様な人材を確保することが必要である。

また、「定住人口」でもなく、観光等による「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」は、地域の担い手となることが期待されることから、SNSを活用した情報発信やWEBによる交流、ふるさと納税制度の活用、北海道や空知地域等と連携した広域的な取組により、地域外の人と秩父別町及び地域住民との接点をつくることで「関係人口」の創出を図り、将来の人材確保につなげていくことが必要である。

(2) その対策

(基本目標)

- ◇ 移住定住及び地域間交流の促進を図る。
- ◇ 関係人口の創出に向けた取組を推進する。

◇ 町の知名度向上を図る。

(主要な施策)

- ① 計画的な公営住宅等の整備や民間賃貸住宅の整備促進を図る。
- ② 新社会人や子育て世帯等に対する様々な経済的支援を図る。
- ③ 滞在型市民農園や移住体験住宅等の資源を活用した暮らし体験、ワーキングホリデーやワーケーション事業等を実施し、地域外人材との交流を図る。
- ④ 地域おこし協力隊の積極的な受入れを図る。
- ⑤ 移住相談窓口の設置やU I J ターンへの支援を実施する。
- ⑥ WEBやSNS等を活用した情報発信や交流を図る。
- ⑦ ふるさと納税寄附額の増と寄附者との関係の深化を図る。
- ⑧ 空知地域創生協議会や北空知圏振興協議会、北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく事業など広域連携により各種施策の効果的な推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(1)移住・定 住	移住定住促進住宅整備事業	町	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	移住定住推進事業 (事業内容) 結婚祝金や出産祝金の交付、新築住宅の取得や住宅用地の取得、住宅リフォームに対する補助金の交付、新婚・子育て世帯向けの家賃や引越し費用への一部助成など、幅広い経済的支援を実施する。 (事業の必要性) 町内への移住や定住を促進し、人口減少の抑制を図る必要がある。 (事業効果) 町内への移住の推進及び町民の町外への流出を防ぐことで、定住促進による地域の活性化を図ることができる。	町	新婚・子育て世帯の移住・定住を促進することで社会減の抑制だけでなく自然減の抑制にもつながり、将来にわたって人口を確保する土台となる。

	<p>移住体験住宅整備事業 (事業内容) 公営住宅の空き部屋等を活用して ちょっと暮らしや田舎暮らしの体験が できる移住体験住宅を整備する。 (事業の必要性) 町内への移住や定住を促進し、人口 減少の抑制を図る必要がある。 (事業効果) 移住・定住促進による地域の活性化 を図ることができる。</p>	町	<p>移住・定住を 促進すること で社会減の抑 制だけでなく 自然減の抑制 にもつなが り、将来にわ たって人口を 確保する土台 となる。</p>
--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対
策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、基幹作物である水稻を中心とした小麦・豆類・ソバなどを作付けする土地利用型農業を基本とし、ブロッコリー等の野菜や花きを取り入れた複合経営を推進している。

生産面においては、農業者及び農業関係団体が栽培技術の向上を図り、高品質でおいしい米づくりを目指す一方、減農薬・減化学肥料による営農活動に取り組み、消費者が安心して食べられる安全なクリーン米づくりの産地を目指している。

販売・流通面においては、高品質米としてのブランドづくり、道内外市場に定着した野菜の安定供給と販路拡大を図るとともに、農産物の広域出荷体制の拡充等に積極的な取組を行っている。

また、地場農産物は加工品等として、観光や商業など地域産業と強く結び付き、地域活性化を図るための重要な役割を担っている。

問題点は、生産コスト増やインバウンド・外食需要の回復により米の価格が不安定な状況と農産物の自由化による野菜等の価格低迷、農業従事者の高齢化、少子高齢化による後継者不足の深刻化により、農家人口が減少し続け、農村活力が低下していることである。

このため、秩父別町農業再生協議会が中心となって、地域として新たな足腰の強いあるべき姿の実現を目指すため、明日の農業を担う若年農業経営者、女性従事者の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者や農業関係団体が行う地域の農業振興を図るための自助努力を助長して、意欲と能力のある者を支援するための施策を総合的に実施する必要がある。

農産物の集出荷においては、既に市町の枠組みを超えた共同の取組が進んでいる。今後は、施設更新の支援や、更なる広域化に向けた取組を進める。

表2-1 農家戸数及び人口、従事者の推移

年	戸数	人口			農業従事者		
		男	女	計	男	女	計
	戸	人	人	人	人	人	人
昭和55年	519	1,140	1,188	2,328	758	720	1,478
昭和60年	486	1,030	1,087	2,117	746	751	1,497
平成2年	414	870	920	1,790	601	591	1,192
平成7年	332	700	707	1,407	487	457	944
平成12年	302	613	599	1,212	437	405	842
平成17年	227	350	306	656	297	270	567
平成22年	182	282	236	518	247	194	441
平成27年	161	220	182	402	208	157	365
令和2年	148	205	168	373	191	130	321

(世界農林業センサス、令和2年の人口・農業従事者数は町産業課調)

表2-2 経営規模戸数の推移

(単位：戸)

規模別 年	0.1	1.0	3.0	5.0	7.5	10.0以上	計
	ha ~1.0	ha ~3.0	ha ~5.0	ha ~7.5	ha 10.0	ha	
昭和55年	29	60	109	189	93	38	518
昭和60年	27	55	76	172	89	67	486
平成2年	29	32	55	113	96	87	412
平成7年	18	21	29	66	77	117	328
平成12年	47	11	21	31	44	148	302
平成17年	10	13	14		56	137	230
平成22年	8	7	9		22	139	185
平成27年	5	4	2		22	127	160
令和2年	5	6	4		16	116	147

(世界農林業センサス)

イ 商工業

本町の商業は、少子高齢化と農家戸数の減少などにより地域経済が弱体化していることに加え、車社会の進展による経済圏の広がりやネット販売の定着により販売額は低迷し、小売業・飲食業ともに疲弊している。これまで数度にわたり、景気対策と消費喚起を目的に直接的な支援策を行っているが十分ではなく、今後もそのような対応を検討しなければならない。

一方で、小型ホームセンターの開店がみられたり、新たな観光施設の開設により温泉施設周辺の一部の飲食業が活性化していたりする面もあり、今後は農業や観光とタイアップした新たな商業の活性化施策を検討することが必要である。

また、高齢者等の買物弱者が地域の中で日常生活に困るようなことがないように、高齢者福祉の観点からも対策が必要である。

さらに、近隣市町においても人口減少により商業は衰退傾向にあるため、今後は商業振興策の広域的な実施を検討する。

工業においては、昭和48年に農村地域工業導入地区の指定を受け、積極的に企業を誘致した結果、4社の立地があったが、近年は経営不振によって1社のみが操業している状況であり、その雇用者数は少数で雇用の場の創出としてはあまり大きな成果をあげていない。今後は、コロナ禍で普及が進んだテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、サテライトオフィス等を含めた企業誘致を推進する必要がある。

表2-3 商業の推移

年	卸売業			小売業			合計		
	商店数	従業員数	年間販売数 百万円	商店数	従業員数	年間販売数 百万円	商店数	従業員数	年間販売数 百万円
昭和57年	2	5	30	42	134	3,005	44	139	3,035
昭和60年	1	5	45	35	137	3,536	36	142	3,581
昭和63年	4	11	114	35	176	4,381	39	187	4,495
平成3年	2			30			32	137	2,674
平成6年	3	9	32	29	123	3,248	32	132	3,281
平成9年	2	6	21	24	116	3,059	26	122	3,080
平成14年	2	14		29	122		31	136	2,594
平成16年	3	19	386	24	104	2,520	27	123	2,906
平成19年	3	26	352	27	112	2,038	30	138	2,390
平成22年	調査なし								
平成24年	3	7	230	24	97	1,886	27	104	2,116
平成26年	7	18	454	25	127	4,245	32	140	4,699
平成28年	4	10	262	25	89	3,036	29	99	3,298
令和3年	5	15	545	23	94	2,371	28	109	2,916

(商業統計調査・経済センサス)

ウ 観光

秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」を核として、道の駅、開基百年記念塔、インドアグラウンドのふれあいプラザ、B&G海洋センター等の施設を整備してきた。さらに、平成29年にはこども屋内遊戯場キッズスクエアちっくるを、その翌年には屋外遊戯場キュービックコネクションを整備し、既存のファミリースポーツセンターやキャンプ場、パークゴルフ場を併せたエリアを「ベルパークちっぷべつ」とし、町民の交流推進と町外からの交流人口の拡大を図ってきたところである。その結果、近年、子育て世代を中心とした観光客が多く見られ、町内の飲食店等にもにぎわいが生まれている。一方で、夏季のキャンプシーズンは「ベルパークちっぷべつ」付近の駐車場不足や町内で飲食を提供する店が少ないなど、需要に供給が追いつかない状況も見受けられ、課題となっている。

町内の丘陵地帯にはローズガーデンちっぷべつや観光体験牧場を整備しており、高規格幹線道路深川・留萌自動車道の秩父別パーキングと直結していることから、多くの観光客が訪れにぎわいを見せていたが、コロナ禍の影響もあり近年入込客が減少傾向にある。

滞在型の交流施設として、簡易宿泊施設を備えた交流体験農園「なつみの里」には毎年道内外からの利用があり、地域住民と都市住民との交流事業が行われている。

外国人観光客等の誘致を図るため、平成30年度からインバウンド事業職員としてタイ人女性を採用し、SNSを活用した情報発信や、タイ人を対象とした滞在型モデルツアー等を実施してきた。

今後は、これらの施設の適正な維持管理やWEBやSNS等様々な媒体による情報発信、インバウンド観光の推進を継続するとともに、観光客の幅広いニーズに応えるため、地域資源を生かした観光体験メニューの開発、空知圏域や北空知の市町と連携した観光周遊ルート形成など、ハード・ソフトの両面から更なるサービスの充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

(基本目標)

- ◇ 安定した農業経営を目指す。
- ◇ 農業従事者の確保を図る。

(主要な施策)

- ① 労働力の省力化と安定した生産を確保するため、農業関係の各種施設の整備を進める。
- ② 経営基盤の強化のため複数戸による農地所有的確化法人の育成を図る。
- ③ スマート農業の普及を支援する。
- ④ 魅力ある農業環境を整備し、後継者の確保及び新規就農者への支援策を推進する。
- ⑤ 地場産農産物のブランド化と農産物加工商品の開発促進を図る。
- ⑥ 担い手の育成を図りつつ、農地流動化の促進及び耕作放棄地の発生防止を図る。
- ⑦ 地域の特性を活かし、農産物生産コストを抑えながら消費者が求める特色のある農産物の生産促進を図る。
- ⑧ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により各種施策の効果的な推進を図る。

イ 商工業

(基本目標)

- ◇ 商工業事業者の育成と既存企業の経営改善と体質強化を図る。
- ◇ 雇用の場確保のため、魅力のある企業等の誘致・創業・育成を図る。
- ◇ 商業後継者の確保を図る。
- ◇ 買物難民の発生を抑制する。

(主要な施策)

- ① 経営の安定と施設の近代化を進めるため、経営指導の強化及び幅広い支援を行う。
- ② 各種研究機関等との情報交換を密に行い、高い技術力を持った産業を育成する。
- ③ 企業誘致のための情報収集活動を行い、他自治体に遜色ない優遇制度と進出企業に対する協力体制の整備を図る。
- ④ 地域の特性を生かした起業を支援する。
- ⑤ 地域消費の拡大に向けた商工振興策を推進する。
- ⑥ 農業や観光と結び付けた新たな商業活性化施策を推進する。
- ⑦ 買物客の移動手段を確保する。
- ⑧ 新規開業又は既存の店舗改修に対する支援により小売店を確保する。
- ⑨ 移動販売等の買物対策を推進する。
- ⑩ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により各種施策の効果的な推進を図る。

ウ 観光

(基本目標)

- ◇ 多くの人々がまた訪れたい魅力ある観光地づくりを推進する。
- ◇ 地域資源を活用し都市部等との地域間交流を推進する。
- ◇ 外国人観光客の増加や関係人口の創出に向けた取組を推進する。

(主要な施策)

- ① 観光施設の適正な管理運営に努め、必要に応じ改修等整備を行う。
- ② ニーズを把握し、地域資源を生かした観光メニューの開発を推進する。
- ③ 交流体験農園等を活用し、都市住民との積極的な交流を図る。
- ④ WEBやSNS等様々な媒体を通じて多方面への積極的な情報発信を行う。
- ⑤ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により各種施策の効果的な推進を図る。さらに、北空知の枠にとらわれず本町と同様のコンテンツを持つ市町との連携を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(3)経営近代 化施設	次世代農業促進生産基盤整備特別対策 事業	道	
		米穀乾燥調製貯蔵施設改修事業	町	
		米穀貯蔵倉庫建設補助事業	J A	
		育苗施設育苗棟ビニール張替	町	
		育苗施設機器類等設備修繕・更新	町	
		基幹水利施設管理事業	町	
		旧秩父別川長寿命化対策事業	町	
		2条排水機場長寿命化対策事業	町	
		排水路浚渫事業	町	
		滝の上揚水機場電気設備更新事業	土改	
	(9)観光又は レクリエー ション	ローズガーデン改修事業	町	
		温泉施設改修	町	
		ベルパークちっぷべつ施設等整備事業	町	

<p>(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業</p> <p>第1次産業</p>	<p>加工用トマト作付奨励助成事業 (事業内容) 特産品のトマトジュースあかずきんちゃん用のトマト作付を奨励し、作付を行った生産者に助成を行う。 (事業の必要性) トマト生産者を確保することで原料を確保し、秩父別町ブランドであるトマトジュース存続を図る必要がある。 (事業効果) 特産品の存続は、観光客等の誘致の源となり、観光振興や町の知名度向上に効果がある。</p>	町	<p>特産品の生産量の維持・拡大は、地域経済の活性化に資するものであり、農産物のPRによる都市部との交流人口の拡大にもつながる。</p>
	<p>ブロッコリー作付奨励助成事業 (事業内容) 特産品のブロッコリーの作付を奨励し、作付を行った生産者の苗や肥料等の経費に対する助成を行う。 (事業の必要性) 経費の一部を助成することで負担軽減と生産意欲の高揚を図り、生産量維持・拡大を目指す。 (事業効果) 生産者の収入増加や生産量維持・拡大に伴い地域農業の活性化が図られる。</p>	町	<p>特産品の生産量の維持・拡大は、地域経済の活性化に資するものであり、農産物のPRによる都市部との交流人口の拡大にもつながる。</p>
	<p>土壌診断助成事業 (事業内容) ほ場の土壌診断を実施する農業者若しくは団体に対して、診断費用の助成を行う。 (事業の必要性) 肥料・燃料など農業資材の高騰による経営負担を軽減するため、土壌養分を把握し過剰施肥などを見直すことが求められている。 (事業効果) ほ場の土壌養分を診断し適正施肥を推進することで、農業経営の負担緩和が図られる。</p>	町・JA	<p>基幹産業の生産量の維持・拡大は、地域経済の活性化に資するものであり、農産物のPRによる都市部との交流人口の拡大にもつながる。</p>

商工業・ 6次産業化	<p>商工振興対策補助金 (事業内容) 商工会が実施するプレミアム商品券、ポイントカードの付加価値分及び商工振興イベントの費用を補助する。 (事業の必要性) 地域経済の低迷から購買意欲が低下し、町内消費が落ち込みを見せている。商店に活力を与えるためにも、町内での購買を誘導する事業や、商工業者との交流を図るイベントの開催が求められている。 (事業効果) 町内での消費を促し、地域経済の活性化と持続的な消費拡大につなげる。</p>	町	地域経済の活性化と継続的な消費拡大につなげる。
	<p>産業振興イベント等開催費助成事業 (事業内容) 町内外で開催される各種イベント等の開催にかかる費用を助成する。 (事業の必要性) 停滞した地域経済を刺激するためには、都市住民の来訪機会を拡大し、農産物や観光施設等を広く周知することが必要であり、町への集客を増加させるためにも、イベントの開催やそのPRが望まれている。 (事業効果) 集客の効果により、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>	町	交流人口が拡大し、地域の持続的な活性化を図ることができる。
	<p>経済対策商品券交付事業 (事業内容) 町民に商品券を配付する。 (事業の必要性) 高齢化や買物ニーズの多様化により、町内商店数が減少しているため、既存の商店の活性化が求められている。 (事業効果) 町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる。</p>	町	町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる。

(4) 産業振興促進事項

産業振興をより効果的に促進するために、製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業及び旅館業の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高めていく。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
秩父別町の全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(i i) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

通信体系については、電話回線は全町に普及しており、携帯電話も町内全域が通信エリアとなっている。高速ブロードバンドサービスは、市街地区には従前から光回線が敷設されていたが、令和3年度に未整備地域においても民設民営による光回線の敷設を行い、情報格差の是正と住民生活の利便性の向上を図った。

防災通信施設として、令和2年度に防災行政無線のデジタル化更新工事を行い、全世界帯に戸別受信機を貸与したほか、市街地区には屋外スピーカーを2か所設置し、災害時等の連絡体制整備を図った。

デジタル格差解消対策として、高齢者等を対象にスマホ教室の開催やスマホ相談室の開設に取り組んでいる。

今後は、新型コロナウイルス感染症流行の教訓を踏まえ、オンライン教育、テレワーク等の活用を図りながら、AIや5Gなどの新技術の活用を検討し、地域のデジタル化を促進させ、住民の利便性の向上や効率的な行政運営、産業振興、医療及び教育の充実を図っていく必要がある。

また、情報通信技術を高度に利活用できる知識を持った人材が不足しているため、人材の育成・確保を推進するとともに、外部人材の活用を検討する必要がある。

(2) その対策

(基本目標)

◇ 高度情報社会に対応した情報通信体系の整備と利活用を図る。

(主要な施策)

- ① 町民のデジタル格差の是正を図る。
- ② 住民の利便性の向上や効率的な行政運営、産業振興等のため、既存技術の活用を図るとともに、AIや5Gなどの新技術の活用を検討する。
- ③ 情報人材の育成・確保を図るとともに、外部人材の活用を検討する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

町の中心を通る国道 233 号は全線舗装されているが、併設されている歩道の市街地以西については、横風を受けやすい上に幅員が狭く、現在の歩道を拡張し、自歩道としての早急な整備が必要である。

道道は沼田妹背牛線が吹雪による視界不良で事故が多発しているため、安全対策が必要である。

町道は市街地区においてそのほとんどが舗装（簡易舗装を含む）されているが、幅員の狭小な路線が数多くあり、冬期間除排雪の路面確保に苦慮している。整備状況は道路実延長に対し、令和 6 年度末で改良率 90.3%、舗装率 60.9%を達成しているが舗装率がまだ低く、交通安全施設の整備も不十分である。また、舗装路面の亀裂等が進行している箇所があることから、調査を行い、対策を検討しなければならない。

高規格幹線道路については、令和 2 年 3 月に、深川－留萌を結ぶ「深川・留萌自動車道」が全線開通したことにより、近隣都市への地域間交流が活性化し日常生活の利便性が格段に向上している。

冬期間の除雪体制は除雪グレーダー 1 台、除雪トラック 3 台、大型ロータリー除雪車 1 台、小型ロータリー除雪車 1 台、除雪タイヤショベル 1 台、除雪専用車 1 台を備え、令和 7 年度時点で町道実延長の 70.9%に当たる 95.0 kmの除雪路線を確保しているが、豪雪地帯であり、除雪機械の損傷が著しいため計画的な更新等、機械力の増強が必要である。

イ 交通の確保

J R 留萌本線は、利用者の低迷から令和 8 年 3 月末をもって廃止される。

バス路線は、従前から民間 4 社が乗り入れ国道・道道を運行しているが、自家用車の普及や過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行による利用者の減少及び乗務員不足から大幅な減便がなされたが、J R 留萌本線の代替交通として朝夕に新たな路線の運行が開始される。

町内の各地域を結ぶ手段としては、タクシーがあり、住民負担の軽減と公共交通の利用促進のため、タクシー助成や高齢者バス利用助成、高速バス利用者助成を行っている。

バス利用者は、近隣を含め、高校生や自家用車を持たない高齢者が大半であり、今後

も利用者の増加は見込めない状況であるため、バス事業者には運行赤字の補てんや車両購入費助成等を行い支援している。

住民の足の確保は重要なことから、将来にわたり持続可能で、地域にとって望ましい公共交通体系の確立に向けて検討する必要がある。

(2) その対策

ア 道路

(基本目標)

◇ 住民が快適で安全に利用できる道路整備を進める。

(主要な施策)

- ① 国道 233 号の自歩道の整備を要望する。
- ② 道道沼田妹背牛線の吹雪対策を要望する。
- ③ 町道路線の路面改修を推進し、国道や道道と有機的な結びつきを持った道路交通体系を確立するとともに、交通安全施設の整備を図る。
- ④ 除雪機械の更新、増強及び施設の更新と除雪体制の充実を図る。

イ 交通の確保

(基本目標)

◇ 将来にわたり持続可能な公共交通体系の確立を目指す。

(主要な施策)

- ① バス事業者に支援することにより路線バスを維持する。
- ② 各種補助事業により住民負担の軽減と公共交通の利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	町道 1 丁目路線舗装改修（妹背牛界～ 南 2 条） L=180m W=5.0m	町	
		町道クラック年次補修	町	
		南 2 条路線道路改良	町	

		BOX カルバート (南 21 号橋)	町	
		町道路面改修事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化補修 (R4~R14 N=10 橋)	町	
		橋梁点検 (法定点検) N=49 橋	町	
		橋梁長寿命化計画策定 N=49 橋	町	
	(2)農道	橋梁架換工事 (南 2 条路線) N=1 橋 南 22 号橋	町	
		農道保全事業負担金 (5 丁目路線・5 条 路線) L=1500m W=6.0	道	
		農道保全事業負担金 (東 1 丁目路線 2~南 2 条) L=1780m W=5.5	道	
	(8)道路整備 機械等	除雪トラック	町	
		除雪専用車	町	
		タイヤドーザー	町	
		小型ロータリー	町	
		大型ロータリー	町	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	公共交通	地域交通確保補助事業 (事業内容) 赤字が発生しているバス路線の運行 費を助成する。 (事業の必要性) 人口の減少と、モータリゼーション の発達により、公共交通機関の利用は 減少傾向にある上、運行会社では国等 の補助金の減額により経営状況が悪化 し、減便や路線の廃止が検討されてお り、交通弱者の移動手段を確保するた めにも、地域交通路線の維持が求めら れている。 (事業効果) 生活交通体系を維持することで、コ ミュニティ活動等への参加を促し地域 の活性化が図ることができる。	町	地域交通の維 持は、特に交 通弱者の移動 手段の確保の ために重要で あり、地域の 持続性に資す るものであ る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

北空知1市4町が構成団体である北空知広域水道企業団からの受水により、安全で良質な水道水の安定した水量の確保と普及率の向上に努めている。

令和6年度末現在の普及率は98.6%に増加し、有収率は72.5%となっている。

水道水を安定して供給するためにも、老朽化した配水管等の設備を計画的に更新及び補修し、正常かつ安全な施設維持を行う必要がある。

イ 下水処理施設

し尿処理については、昭和45年以来北空知衛生センター組合に加入し処理していたが、農業用水の汚染防止と、生活環境の向上を目指し、昭和56年度から農業集落排水処理施設の整備に着手し、平成元年4月に供用を開始している。現在の加入率は100%である。

処理施設の浄化センターは、機能強化事業の機器類の更新から20年経過し施設機器類の損傷が進んでいたため、令和2年度から令和7年度にかけて農業集落排水施設整備事業で施設機器類の更新及び修繕を行った。

ウ 廃棄物処理

一般廃棄物については、北空知衛生センター組合、北空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合に加入し、定期的に収集し処理している。

ごみの分別回収や再利用などは、美しい景観づくりなどの事業を進める基礎として重要であり、更なるごみの減量化・資源リサイクル化を推進する必要がある。今後は高齢化の進行とともにごみの搬出が困難な虚弱高齢者の増加も見込まれることから、ごみの収集体制の検討が求められる。

また、最終処分場の適切な維持管理のために重機の更新を図るなど、廃棄物処理体制の確保に努める必要がある。なお、ごみ及びし尿処理施設については、供用開始から20年以上が経過し、搬入量の減少とともに、ごみ質の変化を考慮しつつ更なるごみの資源化等のため、機械設備の更新等を含めた施設整備の必要がある。

エ 火葬場

火葬業務は、昭和48年に設立された北空知葬斎組合が運営していたが、より効率的

な組織を目指して平成31年3月末をもって解散し、北空知衛生センター組合に統合され、現在北空知1市4町で運営されている。

北空知葬斎場は、建築から40年以上が経過し、老朽化が著しく業務に支障をきたすおそれがあったため、令和2年3月に施設整備基本計画を策定し、令和4年度から新火葬場の整備を実施し、令和7年4月から供用を開始した。

オ 消防

東日本大震災や増加する自然災害による防災意識の高まりを受け、消防職団員の教育、訓練機会の拡充により、資質の向上を図るとともに、装備の充実、防火水槽等の消防水利及び施設の維持管理やデジタル無線、車両等の計画的な更新を行い消防体制の維持・強化を図る。

加えて、町民に対する防災意識の啓発とAEDの使用方法を含めた救命講習の開催に努めていく。

カ 公営住宅等

現在213戸の公営住宅等があり、9団地で構成されているが、これまで、「秩父別町公営住宅等長寿命化計画」等によって、順次建替え・改善を進めてきた。

なかでも、ここ数年建築された公営住宅は維持・管理等を考慮し集合的な様式にして入居者のニーズに最大限応えたものであり、単身者を対象とした住宅の整備、高齢者対応の住宅を建設してきたところである。

今後は、団地別・住棟別の活用方法を定め、維持管理・長寿命化を検討する。

キ その他

市街地では、排水路施設の老朽化により維持補修が必要である。また、農家地区では、豪雨時の排水路の氾濫による農地や住居の被害を未然に防ぐために、洪水対策として排水施設の改修が必要である。

河川においても、豪雨時の氾濫による農地や住居の被害を未然に防ぐために、適切な維持管理と河川環境の整備が必要である。

また、防災、防犯や地域の景観形成保全のため、空き家対策や町内に点在する老朽化した危険施設の撤去、防災用備品の整備、防犯灯・街路灯の整備等を行い、住民が安全で安心して生活できる住環境を保持する。

(2) その対策

ア 水道施設

(基本目標)

- ◇ 安全・安心な水道水の安定供給を図る。

(主要な施策)

- ① 計画的な漏水調査のもと漏水の解消に努め、有収率の向上を図る。
- ② 給水区域内における地下水利用者への加入促進を図る。
- ③ 各施設・配管の改修や配管網の見直しを含めた計画的な更新を図る。

イ 下水処理施設

(基本目標)

- ◇ 浄化センターの適正な管理により、処理施設の能力維持を図る。

(主要な施策)

- ① 排水管への雨水・地下水等の不明水流入調査結果を基に、不明水流入解消の対策を検討し、適正な汚水処理に努める。
- ② 下水処理施設の適切な維持管理及び各種計画に基づいた計画的な維持改修を図る。

ウ 廃棄物処理

(基本目標)

- ◇ ごみの減量化や資源化を進め計画的、合理的なごみ処理体系の確立を図る。

(主要な施策)

- ① ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化を推進する。
- ② 資源ごみの回収を推進し、リサイクル意識の高揚とごみの発生を抑制する。
- ③ ごみ集積所の散乱を防止するため、ごみ収納ボックス等の設置を推進する。
- ④ 虚弱高齢者へのごみ収集体制を検討する。
- ⑤ 最終処分場で使用する重機等の更新を計画的に行い、廃棄物処理体制の確保に努める。
- ⑥ 生ごみの広域処理化を検討する。
- ⑦ プラごみの分別回収について検討する。
- ⑧ ごみの減少や施設の老朽化等に伴う施設及び設備の更新及びごみ処理の効率化を推進する。
- ⑨ 更なるごみの資源化等のため、ごみ分別区分の創設やそれに伴う施設整備を推進する。

エ 火葬場

(基本目標)

- ◇ 北空知葬斎場の計画的な整備・更新を図る。

(主要な施策)

- ① 火葬場の適正かつ効率的な運営に努める。

オ 消防施設

(基本目標)

- ◇ 消防施設等の計画的な維持管理を図る。
- ◇ 消防体制の充実、強化を図る。

(主要な施策)

- ① 消防施設の更新・増強を図る。
- ② 消防救急デジタル無線設備の計画的な整備・更新を図る。
- ③ 消防団員の確保を図る。
- ④ 119番一元化に伴う各署との連携強化を図る。
- ⑤ 防火意識の啓発を図る。
- ⑥ 住民向け救命講習会を開催し安全意識や危機対応能力の向上を図る。

カ 公営住宅等

(基本目標)

- ◇ 計画的な公営住宅等の整備を図る。

(主要な施策)

- ① 老朽化住宅の除却を図る。
- ② 長寿命化改修を実施する。
- ③ 公営住宅等の団地集約化を図る。

キ その他

(基本目標)

- ◇ 住民の安全安心や景観形成保全のため、住環境の整備・向上の推進を図る。

(主要な施策)

- ① 排水路整備事業を実施する。
- ② 河川の維持管理事業を実施する。
- ③ 老朽化した危険施設の撤去を実施する。

④ 防災用備品や避難所設備等の整備、街路灯整備等の防災、防犯対策を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設			
	上水道	一般会計出資債	広域 水道 町	
	簡易水道	水道管修繕及び更新・耐震化工事	町	
		水道施設・機器等修繕及び更新・耐震化 工事	町	
	(2)下水処理 施設			
	農村集落 排水施設	汚水処理機器等修繕及び更新・耐震化 工事	町	
		下水道管渠修繕及び新設・耐震化工事	町	
	(3)廃棄物処 理施設			
	ごみ処理 施設	ごみ運搬用コンテナ車更新事業	北空知 1市4町	
		生ごみ中間処理施設整備及びパッカー 車購入事業	北空知 1市4町	
		施設・設備改修	北空知 1市4町	
	(5)消防施設			
		消防救急デジタル無線設備更新事業	消防組合	
		消火栓整備	町	
	(6)公営住宅			
		公営住宅等長寿命化改修工事	町	
	町営住宅外部改修工事	町		
	町営住宅解体工事	町		
	町有住宅解体工事	町		

(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業	危険施設撤去	<p>町有危険施設撤去事業 (事業内容) 町内に点在する老朽化した危険施設の撤去を行う。 (事業の必要性) 老朽化した危険施設の存在は、景観を損なうばかりでなく、事故や犯罪の発生につながりかねない。住民が安全で安心して生活できる住環境の整備が求められている。 (事業効果) 地域住民が安全で安心して暮らすことのできる環境を整備することで、住民の町外流出を防ぎ、地域の活性化を図ることができる。</p>	町	住民の安全かつ安心な日常生活の維持に資する。
	防災・防犯	<p>防犯灯・街路灯電気料等補助事業 (事業内容) 町内に設置されている街路灯等の維持に係る経費を補助する。 (事業の必要性) 街路灯は、防犯効果があるとともに、夜間の歩行者等の安全な通行の確保と、住宅周辺の居住環境の明るさを保つ役割があり、「地域の安全は地域で守る」という認識の下に街路灯の適正な維持管理が求められている。 (事業効果) 夜間の事故と犯罪を未然に防ぎ、町民に安心安全な生活環境を提供することができる。</p> <p>防災用備蓄用品整備事業 (事業内容) 災害に備えて、町民の安全・安心を確保するために、防災対策のための備蓄用品を購入する。 (事業の必要性) 町民の生命財産を守るために、災害時に備えた防災対策が求められている。 (事業効果) 災害発生時に町民の安全・安心を確保することができる。</p>	町	住民の安全かつ安心な日常生活の維持に資するほか、地域の負担を軽減することでコミュニティ活動等の活性化が期待される。
	(8) その他	<p>排水路整備事業</p> <p>河川維持補修事業</p>	町	

		河川浚渫事業	町	
		避難所・防災本部等 Wi-Fi 整備工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉・子育て支援

過疎化と出生数の低下により児童数が減少している中で、本町では平成31年1月1日に「子ども子育て応援宣言」を行い、子どもの健康を守り、子育て子育てを支え、生き抜く力等を育むことができる環境づくりを推進している。

また、保護者の子育てと仕事を両立するための支援や未来を担う子どもたちが心豊かに健やかに成長できる環境づくり等も求められる中、幼児教育の必要性を重視し平成24年4月に長時間保育、短時間保育、子育て支援を兼ねた認定こども園を整備し、令和3年度から社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っている。

さらに、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭への交流の場の提供や子育てサロン、子育て相談等を行っている。平成30年度に設置された秩父別町子育て包括支援センターが、令和7年度からこども家庭センターへ移行し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、子育てに困難を抱える世帯に対して包括的な支援を行っている。

そのほか子育て支援の一環として、医療費の無償化、予防接種事業、保育料の無償化等を行っている。今後も、安心して子育てできるよう、必要となるハード、ソフト両面での対応が必要である。

イ 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和7年1月1日現在930人で、高齢化率は約43.1%と増加の一途をたどっている。これに伴い、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯は増加傾向にある一方、高齢者との同居世帯は年々減少している。こうした状況の中、本町では地域包括支援センターを中心に医療、介護、福祉、保健分野が連携して高齢者やその家族、地域を支援し、安全、安心な暮らしと健康寿命の延伸を図っている。

老人福祉施設については、本町では2つの社会福祉法人が特別養護老人ホーム、認知症グループホーム及び有料老人ホームを運営している。

また、デイサービスセンター及び高齢者グループハウスは、高齢者へ良質な介護サービスと住環境を提供しているが、施設の老朽化が進行していることから機器等の更新や改修を行う必要がある。

平成12年度から施行された介護保険制度については、高齢者の自立を目標に支援していくため円滑な運営と良質なサービスの提供を推進している。

あわせて、高齢者の能力を発揮できる環境や趣味、スポーツ交流を通じての生きがいづくりを促進するための環境づくりに努めていくことが必要である。

ウ 母子・父子福祉

母子・父子世帯数は横ばいの状態であり、これらの世帯に対しては、医療費助成や民生委員などを通じ、生活支援活動を積極的に行っている。

エ 障がい者福祉

障害者総合支援法に基づき、近隣市町や関係機関と連携しながら、各種相談、経済的支援や障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた障害福祉サービスの充実などに取り組むほか、障がい者が自立して暮らせるよう、NPO法人がグループホームを建設し、その運営や生活介護事業を行っている。

また、乳幼児期の発達障がいなどの早期支援のため、療育支援の充実に努めており、深川市療育センターなどを活用した通所支援サービスも行っている。

障がい者等の自己決定を尊重し、共生社会を実現するため、障がいを持つ人たちと一緒に問題に取り組める体制づくりが必要である。

オ 保健指導等

生活環境や食生活の変化は、生活習慣病の若年化・多様化・重症化など疾病構造を大きく変化させている。また、急速に進展する高齢化に伴い、介護予防と合わせて健康寿命の延伸のために高齢者の健康保持や認知症等の予防など生涯にわたる個人の健康管理が重要となってきた。

本町では保健師3名、管理栄養士1名により保健指導や町民の健康管理事業を通じて疾病の早期発見・重症化予防に努めている。

健診等については、人間ドック及び住民健診における特定健診並びに各種がん検診等の総合的な健診に加え、町民の疾病罹患状況、受診状況等を踏まえて、脳ドック・肺ドックを実施してきた。さらに、平成27年度からは集団検診での脳血管検診を開始している。また、それぞれの生活習慣に合わせた保健指導を展開し、予防的な健康管理を推進している。

母子保健については、乳幼児期の各種健診・相談事業等での健やかな子育て支援のほかに、令和6年度から法定化された5歳児健診を平成20年度から開始するなど、発達障がい等の早期療育支援に努めている。また、平成30年度に設置された子育て包括支援セ

ンターは令和7年度にこども家庭センターとして、児童福祉機能との連携をより充実し、妊娠届出時から妊娠期～乳幼児期・就学まで保健師の担当制を取り、関係機関との連携調整を図りながら児童虐待予防・発達支援を踏まえた切れ目ない子育て支援を推進している。

(2) その対策

ア 児童福祉・子育て支援

(基本目標)

- ◇ 子どもの生きる・育つ力を育む子育て支援体制を推進する。
- ◇ 保育施設等の整備により、子育て環境の充実に努める。
- ◇ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

(主要な施策)

- ① 認定こども園における教育・保育の取組や一時保育事業・延長保育事業等の推進体制を構築し、施設整備や職員の確保を行いながら待機児童ゼロの維持を図る。
- ② 子育て支援センターなどの取組の充実やこども家庭センターを中心とした関係機関の連携を通じた、切れ目ない子育て・親育ちを支援するための事業を推進する。
- ③ 子どもの医療費の無償化や予防接種事業、保育料の無償化等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

イ 高齢者福祉

(基本目標)

- ◇ 高齢者が安心して暮らすことのできる環境整備に努める。
- ◇ 健康寿命の延伸を図り、生きがいを感じられる環境をつくる。
- ◇ 住み慣れた地域で、健康で安心した生活を継続できる地域包括ケアシステムをつくる。

(主要な施策)

- ① 在宅福祉の推進を図るため、保健・医療・福祉の連携を密にする。
- ② 心身の健康の保持増進と認知症の予防・早期治療のための事業を推進する。
- ③ 町内会等地域の住民で見守り助け合う体制を構築する。
- ④ 高齢者がこれまで培ってきた知識・経験を生かした生きがいづくりを推進する。
- ⑤ 閉じこもり予防のための集まる機会の創出や外出時の移動手段の確保、利用に当たっての支援を推進する。
- ⑥ 介護の相談支援と介護サービスの充実、介護保険制度の円滑な運営を図る。

- ⑦ 高齢者の住環境の整備充実に努める。
- ⑧ 高齢者の身体及び社会状況等に対応できる施設を整備する。

ウ 母子・父子福祉

(基本目標)

- ◇ 母子・父子福祉対策の充実に努め安心して生活できる体制を推進する。

(主要な施策)

- ① 医療費助成により母子・父子世帯の負担軽減を図る。
- ② 母子・父子世帯に対する生活支援活動の推進に努める。

エ 障がい者（児）福祉

(基本目標)

- ◇ 障がいのある人が地域で安心して生活できる基盤を整備する。
- ◇ 障がいのある人が地域で役割を持ち、生きがいを感じられる環境をつくる。
- ◇ 地域でのサービスの質を向上させ、障壁のない環境を整備する。

(主要な施策)

- ① 障がい者が安心して暮らせるような障害福祉サービスの充実を図る。
- ② 障害者福祉施設整備等のための支援を図る。
- ③ 身体障がい者や知的障がい者等に対する社会参加の推進を図る。
- ④ 障がいの早期発見に努め、早期治療・療養を促す。
- ⑤ 障がい児等の早期療育等を図るため、深川市こども療育センター等の機能を活用する。
- ⑥ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を図る。

オ 保健指導等

(基本目標)

- ◇ 保健・医療・福祉の連携体制を整備し、切れ目ない支援体制を構築し、住み慣れた地域で健康に暮らすことのできる環境づくりを推進する。
- ◇ 住民の自発的な健康づくり活動を積極的に支援する。

(主要な施策)

- ① 妊娠期からの切れ目ない健やかな子育て支援の充実を図る。
- ② 思春期から壮年期・高齢期までの生涯を通じた健康づくり事業の内容を充実する。
- ③ 疾病の早期発見のため人間ドック・住民健診等の各種健診の受診率向上に向けた事

業の充実を図る。

- ④ 疾病予防に向けた事業の充実を図る。
- ⑤ 高齢者の健康寿命の延伸のため、健康教室や介護予防事業の充実を図る。
- ⑥ 住民の能動的健康づくりを重視し、地区組織活動を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(2)認定こども園	認定こども園改修事業	町	
	(3)高齢者福祉施設			
	老人ホーム	和敬園施設改修補助事業	町	
	老人福祉センター	総合福祉センター改修事業	町	
	その他	デイサービスセンター改修事業	町	
		高齢者グループハウス「らいふ」改修事業	町	
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業			
児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 (事業内容) 18歳までの医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 少子化が進む中、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 安心して子育てできるまちづくりが推進される。	町	住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。	

		<p>子育て支援水道料金助成事業 (事業内容) 高校生までの児童・生徒を養育している世帯に水道料基本料相当分を助成する。 (事業の必要性) 少子化対策として、子育て世帯の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住・定住の促進が図られる。</p> <p>出産祝金給付事業 (事業内容) 秩父別町で出生し満1年が経過した世帯を対象に祝金を給付する。 (事業の必要性) 少子化対策として子育て世代の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住定住の促進が図られる。</p> <p>高齢者温泉利用助成事業 (事業内容) 高齢者に対して秩父別温泉施設入館料の一部を助成する。 (事業の必要性) 高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいを持って暮らせるよう、心身の健康保持と地域交流の拠点となる温泉施設の利用が求められている。 (事業効果) 高齢者の健康保持により、安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p> <p>重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成事業 (事業内容) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の家族が安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>少子化対策の一助とするほか、移住・定住の促進が図られる。</p> <p>将来を担う若者にとって安心して、生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p> <p>高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p> <p>住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。</p>
--	--	--	-------------------------------------	---

		<p>高齢者タクシー助成事業 (事業内容) 高齢者を対象にタクシー助成券を交付し、町内での通院等の際にタクシーを利用した場合、利用料を助成する。 (事業の必要性) 高齢者の移動における経済的負担を軽減し社会参加と福祉の増進を図る。 (事業効果) 高齢者の社会参加や福祉の増進が図られる。</p> <p>介護予防生活支援事業 (事業内容) 高齢者世帯等に対し除雪ヘルパーの派遣や配食サービスを実施する。 (事業の必要性) 本町の高齢化率は増加の一途をたどり、これとともに高齢者の独居世帯や夫婦世帯が増加している。住み慣れた地域での定住を促すために、高齢者への生活支援は重要である。 (事業効果) 高齢者が除雪等への不安なく健康で暮らすことに資するため、定住の促進が図られる。</p> <p>老人福祉施設経営改善対策補助事業 (事業内容) 社会福祉法人が町内で運営する老人福祉施設の経営改善対策のため補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域ケアシステムの中核となる老人福祉施設は、昨今の介護職員の採用難から利用者数の減少や物価高により赤字経営となり存続が難しい状況にあり、事業の安定運営のため支援が必要である。 (事業効果) 老人福祉施設を存続させることにより、常時介護が必要な高齢者の受け皿が確保される。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p> <p>高齢者が健康で安全・安心に暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p> <p>高齢者が安全・安心に暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p>
--	--	--	----------------------------	---

	その他	<p>人間ドック受診助成事業 (事業内容) 人間ドック受診に係る自己負担額を一部助成する。</p> <p>(事業の必要性) 住民の健康保持のため、人間ドック受診に係る経済的負担の軽減が求められている。</p> <p>(事業効果) 住民の健康が保持されることにより、地域の活性化が図られる。</p>	町	<p>住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。</p>
--	-----	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町の医療機関は、町立診療所と町立歯科診療所が存在している。

町立診療所では内科と整形外科を開設しており、内科は平日に常勤の医師1名が診療し、整形外科は札幌の病院と医師の出向契約を締結して、週1回、非常勤の医師が診療している。

町立歯科診療所は、常勤の歯科医師1名が診療していたが、令和6年5月に退任した後、非常勤の歯科医師と契約し週1回のみ診療を行ってきた。令和7年9月からは新任の常勤歯科医師が着任し、週5回の診療を再開した。

両診療所とも施設・設備の老朽化が著しく、また人口減少に起因し患者数及び収入が減少しており、今後も引き続き安定した医療体制を維持・提供していくためにはハード・ソフトの両面から計画的に支援を行っていく必要がある。

また、平成27年度からは産科や小児科の入院施設が北空知圏内になくなり、周産期・小児医療への対応のため、旭川市の病院と連携体制を構築している。救急医療については、二次医療機関である深川市立病院が地理的に近接している（車で約15分）ことから、ある程度対応が可能であるが、高度医療を要するケースなどでは旭川市まで搬送されることも多く、広域的な医療体制への支援が求められている。

(2) その対策

(基本目標)

- ◇ 安定した地域医療体制を構築するため、各診療所の施設・設備の充実を図る。
- ◇ 広域連携等により安心して暮らせる地域医療体制を確立する。

(主要な施策)

- ① 在宅医療サービスの向上のため、往診、訪問看護体制の充実を図る。
- ② 医療施設及び機器等の拡充を図り、地域医療体制の確立を図る。
- ③ 地域医療を確保するため、町立診療所等の経営支援と町立歯科診療所の運営を行う。
- ④ 広域医療機関と密接に連携し、救急医療、夜間・休日診療の充実を図る。
- ⑤ 広域的に専門的・総合的な医療体制の確立を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設			
	診療所	町立診療所改修、機器等更新事業	町	
		町立歯科診療所改修、機器等更新事業	町	
	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	自治体病院	町立診療所等経営助成事業 (事業内容) 町立診療所等の経営安定のため収入の不足分を補填する。 (事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るため医師の確保が求められている。 (事業効果) 地域医療の確保により安心安全な住環境を提供することができる。	町	安全・安心な生活環境となるよう地域医療体制を確保することにより、町民の福祉向上の一助となるほか、移住・定住の促進が図られる。
		整形外科医師出向負担金事業 (事業内容) 町立診療所において整形外科診療を実施する。 (事業の必要性) 高齢者等の整形外科への通院負担の軽減が求められている。 (事業効果) 整形外科への通院者の負担軽減を図り、町民福祉向上に資することができる。	町	町立診療所において整形外科診療を実施することで、整形外科への通院者の負担軽減を図り、もって町民福祉の向上の一助とするほか、移住・定住の促進が図られる。

		<p>歯科診療所運営事業 (事業内容) 町立歯科診療所の常勤の歯科医師等を会計年度任用職員で採用し運営を行う。</p> <p>(事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るために歯科医師の確保が求められている。</p> <p>(事業効果) 地域の歯科医療の確保により安全安心な住環境を提供することができる。</p>	町	安全・安心な生活環境となるよう地域医療体制を確保することにより、町民の福祉向上の一助となるほか、移住・定住の促進が図られる。
	その他	<p>北空知救急医療センター負担金事業 (事業内容) 北空知の休日当番医と夜間急病テレホンセンターに係る費用を、関係市町で負担する。</p> <p>(事業の必要性) 夜間、休日の急病に対する診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者の確保が求められている。</p> <p>(事業効果) 北空知の住民が休日や夜間においても、安心して暮らせる医療体制の促進が図られる。</p>	北空知 1市4 町	安全・安心な生活環境となるよう地域医療体制を確保することにより、町民の福祉向上の一助となるほか、移住・定住の促進が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育学校

小学校は、昭和 39 年に 4 校を統合して校舎を建設したが、老朽化のため平成 14 年に新校舎を建設した。

中学校は、昭和 53 年に鉄筋コンクリート造 2 階建の新校舎を建設し、平成 4～5 年度には校舎及び体育館の大規模改修を実施するとともに、視聴覚教室へのコンピューター設置など施設整備を進めてきた。さらに、平成 21 年と平成 27 年には体育館の耐震改修を行い、耐震性能を確保したものの、外壁や設備等の劣化が著しく、長期的な使用は困難な状況にあった。

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、高度情報化やグローバル化の進展など社会情勢の変化により大きな転換点を迎え、画一的・同調主義的教育から、児童生徒一人一人の個性や能力を引き出し、その可能性を最大限に伸ばす教育が求められており、同時に ICT 活用、特別支援教育の充実、多様な学びの保障といった新たな課題にも対応する必要がある。

このような状況を鑑み、町長の諮問を受け、町教育委員会は町立小・中学校の適正規模や配置、中学校校舎の老朽化に伴う改築等について検討するため、令和 3 年 5 月に学校施設整備検討委員会及び検討部会を設置した。同年 8 月には、将来の児童生徒数や町財政への影響を総合的に判断し、令和 5 年度に義務教育 9 年間の一貫性ある教育を目指す施設分離型小中一貫校を設置、令和 8 年 4 月に新校舎完成と同時に施設一体型の義務教育学校へ移行する方針を町に答申した。これを受け、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて既存の小学校校舎を増改築し、令和 8 年 4 月に義務教育学校「秩父別町立秩父別学園」として新たに開校する。

今後は、これまで小・中学校に求められていた諸課題の解決に加え、義務教育学校特有の 9 年間という期間の強みを生かした教育内容が求められる。

さらに、教職員の負担軽減の観点から部活動の地域移行・発展が求められており、小規模自治体である本町に適した形を模索・実現していく必要がある。

イ 給食センター

平成 14 年に北空知学校給食組合に加入し、副食の配送及び主食を業者に委託し、完全米飯給食を実施していたが、施設の老朽化により新たに北空知圏学校給食組合を設立し、平成 27 年 4 月から主食、副食の一体的な提供を行っている。

安全・安心な学校給食の提供と業務の効率化を図り、食育や地産地消の更なる推進を図ることが必要である。

ウ 社会教育

町民が社会の変化に的確に対応し、生きがいを持って充実した社会生活を送るためには、それぞれの目的と課題に応じて、常に新たな知識・技術を身につけ、学び続けることが重要である。

平成6年に生涯学習の町を宣言して以来、町民の生涯学習への関心や意欲は高まり、学習活動も活発に行われてきた。

本町の社会教育は、こうした生涯学習の理念に基づき、各種講座や団体活動等をファミリースポーツセンター、生涯学習センター、図書館、交流会館、郷土館などを拠点として幅広く行っている。

今後は、少子高齢化や人口減少、デジタル化・グローバル化など、社会の急速な変化に対応するため、町民の多様なニーズに応じた学習機会を充実させ、学ぶ意欲に応じていくことが求められる。

また、児童・生徒の健全育成においては、夢や希望を持ち、自らの可能性を最大限に発揮できるよう、体験活動や探究学習、地域や社会とのつながりを深める取組を推進する必要がある。

エ 社会体育

町民の健康保持・増進と生きがいづくりを目的に、日常生活の中でスポーツを継続的に楽しむ「スポーツの生活化」を推進しており、町民皆スポーツを目標としている。

昭和48年に完成したファミリースポーツセンターをはじめ、プール・公園・グラウンド・ふれあいプラザなどは、家族ぐるみで利用できる施設であり、本町の核施設として機能している。特にパークゴルフ場は、近隣市町村からの来訪者も多く、スポーツを通じた交流の場となっている。

一方で、少子高齢化や人口減少の進行により、全ての年齢層で競技人口が減少し、団体競技を中心とした各種スポーツチームの編成が難しい状況が続いている。また、スポーツの多様化やライフスタイルの変化により、ウォーキングやランニング、フィットネス、ヨガなど個人で取り組む種目への関心が高まっており、これらに対応した環境整備や指導体制の充実も求められている。

今後は、年齢や体力、興味に応じた多様なスポーツ機会の提供や、健康づくりと交流を両立できる地域スポーツの仕組みづくり、さらにはICTを活用した運動支援やオン

ライン型の健康・運動プログラムの導入など、時代に即した社会体育の推進が課題となる。

(2) その対策

ア 義務教育学校

(基本目標)

◇ 新たな未来を切り開く力としなやかで豊かな心を育む教育の実現を図る。

(主な施策)

- ① 9年間を見通した一貫性のある効果的な指導の工夫を図り、確かな学力を身に付ける。
- ② 発達段階に応じた心の教育と、異学年交流の充実を図る。
- ③ 基本的な身体能力の向上と生活習慣や食習慣の定着に努め、健やかな体づくりを進める。
- ④ 地域と一体となって特色のある学校づくりを進める。
- ⑤ 義務教育学校新校舎の整備等による教育環境の整備を進めるとともに、施設の適切な維持・整備を図る。

イ 給食センター

(基本目標)

◇ 調和のとれた食事提供による魅力ある学校給食づくりを推進する。

(主要な施策)

- ① 食育の推進に努める。
- ② 安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の安定的な提供に努める。

ウ 社会教育

(基本目標)

◇ 学習環境を整備するとともに各年代に対応した学習活動の充実を図る。

(主要な施策)

- ① 社会教育関連団体の育成と民間指導者の養成と活用を図る。
- ② 住民意識を啓発し生涯学習の充実を図る。
- ③ 学習ニーズに応える施設設備の充実を図る。
- ④ 社会教育施設を利用した児童の交流事業を実施する。
- ⑤ 社会教育施設を快適に使用することができるよう適正な維持管理に努め、経年劣化

等に伴う修繕や改修を計画的に実施する。

- ⑥ 夢の実現のため将来の選択肢を広げる体験活動の支援や学力向上を図る事業を実施する。

エ 社会体育

(基本目標)

- ◇ 町民皆スポーツを目指し、スポーツの生活化を図る。

(主要な施策)

- ① 社会体育関係団体の一層の充実と民間指導者の養成と活用を図る。
- ② スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図る。
- ③ 社会体育施設の整備・拡充を図る。
- ④ 社会体育施設を快適に使用することができるよう適正な維持管理に努め、経年劣化等に伴う修繕や改修を計画的に実施する。
- ⑤ 北空知圏域で協力しながら部活動の地域移行・発展を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設			
	スクールバ ス・ボート	スクールバス更新	町	
	給食施設	北空知圏学校給食センター整備	学校給 食組合	
	(3)集会施 設、体育施 設等			
	集会施設	生涯学習センター外壁改修工事	町	
	体育施設	ファミリースポーツセンター改修工事	町	
		ファミリースポーツセンター冷房設備 設置	町	
(4)過疎地域 持続的発展 特別事業				

	生涯学習・スポーツ	ふれあいプラザ土間整備 (事業内容) 屋内運動場の土間の改修を行う。 (事業の必要性) 長年の使用により土間に硬化や沈下が発生しており、利用者の安全確保と競技環境の改善を図る必要がある。 (事業効果) 利用者の安全確保と競技環境の改善、施設の長期的維持が図られる。	町	利用者の安全確保と競技環境の改善、施設の長期的維持が図られる。
	その他	公設塾開設事業 (事業内容) 小学生及び中学生を対象にした公設塾の開設を行う。 (事業の必要性) 学習の仕方がわからない等、家庭学習に課題がある。 (事業効果) 児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成、望ましい学習習慣の定着を図る。	町	民営塾の開業が見込めない本町において、都市部との教育機会の格差是正に資する。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

現在、11町内会により地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動が行われており、今後も地域防災等の観点からも町内会は重要な役割を担っている。

地域住民の自主活動や相互協力の推進を図るため、コミュニティ会館を農家地区に6か所、市街地区に2か所設置し、各町内会等により自主的に管理運営されている。令和6年度には、市街地区中央部の1か所を複合的コミュニティ施設に改築した。既存会館の維持補修に対しては、地域住民に過度な負担となることのないよう適切な財源手当てに努めているが、建設から相当の年数を経過した施設もあることから、適切な老朽化対策が必要である。

離農や利便性を求め生活拠点が農家地区から市街地区へと移り変わっていることから、農家地区の人口が減少傾向にある。今後、地域の人口減少に伴う町内会の再編等を見据えて、施設の統廃合を含めた適正な配置の検討が必要になるであろう。

市街地区には、徒歩圏内に公共施設、商店、ガソリンスタンド、診療所、学校、福祉施設などがあり小さな拠点としての機能を果たしている。今後もその機能を果たせるようサービスの維持を図る必要がある。

空き家等の増加は、景観の悪化や治安の低下、地域住民の生活環境への悪影響等、集落の衰退を助長するため、空き家対策を総合的かつ計画的に実施し、空き家の利活用や除却を図りながら、空き家等の増加を抑制し良好な住環境の整備を図る必要がある。

また、必要に応じ定住促進住宅の整備や民間賃貸住宅の整備支援、遊休町有地の売却などを行い、移住定住を促進させ集落の活性化を図っていく必要がある。

令和6年度から地域の「自助」・「互助」の力を高め、健康寿命を延伸するとともに地域での見守りや支え合いの意識の醸成を図る「つながる！ちっぷ・スマイルプロジェクト」を開始した。その一環で、集落支援員を雇用し、サークル等の地域活動を取材・広報することで高齢者の外出・社会参加の促進を図っており、継続した取り組みが必要である。

(2) その対策

(基本目標)

- ◇ 町内会の安定的な運営に向けて、必要な支援を講じる。
- ◇ 市街地区を小さな拠点として機能維持・強化を図る。

(主要な施策)

- ① 町内会活動及び自主防災組織の育成を支援する。
- ② 地域の自主性に配慮したコミュニティ施設の管理運営を継続し、施設の維持管理のための適切な財源手当てを講じる。
- ③ コミュニティ施設の統廃合を含めた適正な配置を推進する。
- ④ 必要に応じて定住促進住宅の建設、民間賃貸住宅の整備支援を行う。
- ⑤ 空き家の利活用や老朽化住宅の除却等の支援を行い、空き家の増加抑制を図る。
- ⑥ 集落支援員の雇用による高齢者の外出・社会参加の促進を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	移住定住促進住宅整備事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	住宅除却費補助事業 (事業内容) 町内における老朽化した住宅等の除却を促進するため、除却に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 空き家等の老朽化した住宅の増加は、社会問題となっており、景観を損ない、事故や犯罪の発生につながるため、除却促進を図る必要がある。 (事業効果) 住民が安全で安心して暮らすことのできる環境整備が図られる。また、土地の有効活用促進を図ることができる。	町	景観の保全や住民の安全かつ安心な日常生活の維持に資する。

		<p>コミュニティ会館維持管理交付金 (事業内容) 町内会活動の拠点である各コミュニティ会館がその機能を継続的に発揮できるよう、町内会が管理する各コミュニティ会館の改修費、電気料、水道料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 人口の減少に対し、地域住民相互の連携が一層重要になり、その拠点であるコミュニティ会館は適正に維持管理される必要がある。 (事業効果) コミュニティ会館が適正に維持管理されることで、良好な地域社会の維持が図られる。また、町内会の負担が軽減され、コミュニティ活動の活性化が図られる。</p>	町	<p>地域住民によるコミュニティ活動や互助活動の維持・促進が図られる。</p>
--	--	--	---	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術文化

町の文化活動の組織としては、秩父別町文化連盟に現在 17 団体が加入しており、この組織の育成を図りながら加入者の拡大や団体間の交流、芸術、文化などの振興を推進している。

各種文化団体やサークルなどは、ファミリースポーツセンター、生涯学習センターなどを拠点として定期的活動など自主的活動を行っている。今後さらに、芸術文化活動の普及拡大を図るため、施設の整備と文化団体の指導者の確保、育成が必要になってくる。

イ 文化財、郷土芸能

文化財は、先人が残してくれた貴重な財産であり、さらに後世へと継承していく必要がある。このため町では昭和 56 年に郷土館を建設し、開拓時代からの資料や文化財などを保存しているが、今後、広報活動や町民の文化財活動に対する関心を高めていく必要がある。

また、町の郷土芸能として、ちくし神楽獅子舞などがあるが、その保存のため、後継者の育成や支援を図る必要がある。

(2) その対策

ア 芸術文化

(基本目標)

◇ 芸術・文化の振興を図り、文化的な地域づくりを進める。

(主要な施策)

- ① 優れた芸術や文化に接する機会の拡充を図る。
- ② 自主的な文化団体サークルの育成と活性化を図る。
- ③ 自主的な文化団体やサークル活動を推進する指導者の発掘と養成を図る。

イ 文化財、郷土芸能

(基本目標)

◇ 文化財・郷土芸能への理解を深め、その継承に努める。

(主要な施策)

- ① 郷土資料の収集、保存、活用を図る。
- ② 郷土文化や文化財の調査、発掘、保存、活用を図る。
- ③ 郷土芸能、伝統文化の伝承活動の推進を図る。
- ④ 郷土館の維持・整備を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、令和3年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すとしている。この実現に向け、秩父別町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び同（区域施策編）などで省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの利用を推進することとしている。

これらに基づき、これまで旧町営牧場への太陽光発電施設の誘致、公共施設や防犯街路灯のLED化、マイクログリッド構築事業等を進めてきたところである。

今後は、本町の特性を生かした更なる再生可能エネルギーの導入や省エネの推進を図っていく必要がある。

(2) その対策

(基本目標)

◇ 地球温暖化を防止するため、低炭素社会を目指す。

(主要な施策)

- ① 本町の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を図る。
- ② 省エネルギー設備への更新を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1)再生可能 エネルギー 利用施設	公共施設再生可能エネルギー利用設備 導入	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

		<p>ブロッコリー作付奨励助成事業 (事業内容) 特産品のブロッコリーの作付を奨励し、作付を行った生産者の苗や肥料等の経費に対する助成を行う。 (事業の必要性) 経費の一部を助成することで負担軽減と生産意欲の高揚を図り、生産量維持・拡大を目指す。 (事業効果) 生産者の収入増加や生産量維持・拡大に伴い地域農業の活性化が図られる。</p> <p>土壌診断助成事業 (事業内容) ほ場の土壌診断を実施する農業者若しくは団体に対して、診断費用の助成を行う。 (事業の必要性) 肥料・燃料など農業資材の高騰による経営負担を軽減するため、土壌養分を把握し過剰施肥などを見直すことが求められている。 (事業効果) ほ場の土壌養分を診断し適正施肥を推進することで、農業経営の負担緩和が図られる。</p> <p>商工業・6次産業化 商工振興対策補助金 (事業内容) 商工会が実施するプレミアム商品券、ポイントカードの付加価値分及び商工振興イベントの費用を補助する。 (事業の必要性) 地域経済の低迷から購買意欲が低下し、町内消費が落ち込みを見せている。商店に活力を与えるためにも、町内での購買を誘導する事業や、商工業者との交流を図るイベントの開催が求められている。 (事業効果) 町内での消費を促し、地域経済の活性化と持続的な消費拡大につなげる。</p>	<p>町</p> <p>町・JA</p> <p>町</p>	<p>特産品の生産量の維持・拡大は、地域経済の活性化に資するものであり、農産物のPRによる都市部との交流人口の拡大にもつながる。</p> <p>基幹産業の生産量の維持・拡大は、地域経済の活性化に資するものであり、農産物のPRによる都市部との交流人口の拡大にもつながる。</p> <p>地域経済の活性化と継続的な消費拡大につなげる。</p>
--	--	---	-------------------------------	---

		<p>産業振興イベント等開催費助成事業 (事業内容) 町内外で開催される各種イベント等の開催にかかる費用を助成する。 (事業の必要性) 停滞した地域経済を刺激するためには、都市住民の来訪機会を拡大し、農産物や観光施設等を広く周知することが必要であり、町への集客を増加させるためにも、イベントの開催やそのPRが望まれている。 (事業効果) 集客の効果により、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p> <p>経済対策商品券交付事業 (事業内容) 町民に商品券を配付する。 (事業の必要性) 高齢化や買物ニーズの多様化により、町内商店数が減少しているため、既存の商店の活性化が求められている。 (事業効果) 町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる。</p>	町	交流人口が拡大し、地域の持続的な活性化を図ることができる。
			町	町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	<p>地域交通確保補助事業 (事業内容) 赤字が発生しているバス路線の運行費を助成する。 (事業の必要性) 人口の減少と、モータリゼーションの発達により、公共交通機関の利用は減少傾向にある上、運行会社では国等の補助金の減額により経営状況が悪化し、減便や路線の廃止が検討されており、交通弱者の移動手段を確保するためにも、地域交通路線の維持が求められている。 (事業効果) 生活交通体系を維持することで、コミュニティ活動等への参加を促し地域の活性化を図ることができる。</p>	町	地域交通の維持は、特に交通弱者の移動手段の確保のために重要であり、地域の持続性に資するものである。

<p>5 生活環境の整備</p>	<p>(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業</p> <p>危険施設 撤去</p> <p>防災・防犯</p>	<p>町有危険施設撤去事業 (事業内容) 町内に点在する老朽化した危険施設の撤去を行う。 (事業の必要性) 老朽化した危険施設の存在は、景観を損なうばかりでなく、事故や犯罪の発生につながりかねない。住民が安全で安心して生活できる住環境の整備が求められている。 (事業効果) 地域住民が安全で安心して暮らすことのできる環境を整備することで、住民の町外流出を防ぎ、地域の活性化を図ることができる。</p> <p>防犯灯・街路灯電気料等補助事業 (事業内容) 町内に設置されている街路灯等の維持に係る経費を補助する。 (事業の必要性) 街路灯は、防犯効果があるとともに、夜間の歩行者等の安全な通行の確保と、住宅周辺の居住環境の明るさを保つ役割があり、「地域の安全は地域で守る」という認識の下に街路灯の適正な維持管理が求められている。 (事業効果) 夜間の事故と犯罪を未然に防ぎ、町民に安心安全な生活環境を提供することができる。</p> <p>防災用備蓄用品整備事業 (事業内容) 災害に備えて、町民の安全・安心を確保するために、防災対策のための備蓄用品を購入する。 (事業の必要性) 町民の生命財産を守るために、災害時に備えた防災対策が求められている。 (事業効果) 災害発生時に町民の安全・安心を確保することができる。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>住民の安全かつ安心な日常生活の維持に資する。</p> <p>住民の安全かつ安心な日常生活の維持に資するほか、地域の負担を軽減することでコミュニティ活動等の活性化が期待される。</p> <p>災害時における迅速な初動対応を可能とし、住民の安全かつ安心な生活の確保に資する。</p>
------------------	--	---	----------------------------	--

<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業</p> <p>児童福祉</p>	<p>乳幼児等医療費助成事業 (事業内容) 18歳までの医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 少子化が進む中、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 安心して子育てできるまちづくりが推進される。</p> <p>子育て支援水道料金助成事業 (事業内容) 高校生までの児童・生徒を養育している世帯に水道料基本料相当分を助成する。 (事業の必要性) 少子化対策として、子育て世帯の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住・定住の促進が図られる。</p> <p>出産祝金給付事業 (事業内容) 秩父別町で出生し満1年が経過した世帯を対象に祝金を給付する。 (事業の必要性) 少子化対策として子育て世代の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住定住の促進が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。</p> <p>少子化対策の一助とするほか、移住・定住の促進が図られる。</p> <p>将来を担う若者にとって安心して、生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p>
--------------------------------------	--	--	----------------------------	--

<p>高齢者・ 障害者福祉</p>	<p>高齢者温泉利用助成事業 (事業内容) 高齢者に対して秩父別温泉施設入館料の一部を助成する。 (事業の必要性) 高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいを持って暮らせるよう、心身の健康保持と地域交流の拠点となる温泉施設の利用が求められている。 (事業効果) 高齢者の健康保持により、安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p> <p>重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成事業 (事業内容) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の家族が安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p> <p>高齢者タクシー助成事業 (事業内容) 高齢者を対象にタクシー助成券を交付し、町内での通院等の際にタクシーを利用した場合、利用料を助成する。 (事業の必要性) 高齢者の移動における経済的負担を軽減し社会参加と福祉の増進を図る。 (事業効果) 高齢者の社会参加や福祉の増進が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p> <p>住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。</p> <p>高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p>
-----------------------	---	----------------------------	--

		<p>介護予防生活支援事業 (事業内容) 高齢者世帯等に対し除雪ヘルパーの派遣や配食サービスを実施する。 (事業の必要性) 本町の高齢化率は増加の一途をたどり、これとともに高齢者の独居世帯や夫婦世帯が増加している。住み慣れた地域での定住を促すために、高齢者への生活支援は重要である。 (事業効果) 高齢者が除雪等への不安なく健康で暮らすことに資するため、定住の促進が図られる。</p>	町	<p>高齢者が健康で安全・安心に暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p>
		<p>老人福祉施設経営改善対策補助事業 (事業内容) 社会福祉法人が町内で運営する老人福祉施設の経営改善対策のため補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域ケアシステムの中核となる老人福祉施設は、昨今の介護職員の採用難から利用者数の減少や物価高により赤字経営となり存続が難しい状況にあり、事業の安定運営のため支援が必要である。 (事業効果) 老人福祉施設を存続させることにより、常時介護が必要な高齢者の受け皿が確保される。</p>	町	<p>高齢者が安全・安心に暮らしていける施策の推進は、魅力あるまちづくりの一翼を担うものであり、移住・定住の促進につながるものである。</p>
	その他	<p>人間ドック受診助成事業 (事業内容) 人間ドック受診に係る自己負担額を一部助成する。 (事業の必要性) 住民の健康保持のため、人間ドック受診に係る経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 住民の健康が保持されることにより、地域の活性化が図られる。</p>	町	<p>住民の健康維持及び医療費の削減を目的とした事業の推進は、健康で長生きをするための土台となり、活気あふれるまちづくりに資するものである。</p>
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			

自治体病院	<p>町立診療所等経営助成事業 (事業内容) 町立診療所等の経営安定のため収入の不足分を補填する。 (事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るため医師の確保が求められている。 (事業効果) 地域医療の確保により安心安全な住環境を提供することができる。</p> <p>整形外科医師出向負担金事業 (事業内容) 町立診療所において整形外科診療を実施する。 (事業の必要性) 高齢者等の整形外科への通院負担の軽減が求められている。 (事業効果) 整形外科への通院者の負担軽減を図り、町民福祉向上に資することができる。</p> <p>歯科診療所運営事業 (事業内容) 町立歯科診療所の常勤の歯科医師等を会計年度任用職員で採用し運営を行う。 (事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るために歯科医師の確保が求められている。 (事業効果) 地域の歯科医療の確保により安全安心な住環境を提供することができる。</p>	町	安全・安心な生活環境となるよう地域医療体制を確保することにより、町民の福祉向上の一助となるほか、移住・定住の促進が図られる。
その他	<p>北空知救急医療センター負担金事業 (事業内容) 北空知の休日当番医と夜間急病テレホンセンターに係る費用を、関係市町で負担する。 (事業の必要性) 夜間、休日の急病に対する診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者の確保が求められている。 (事業効果) 北空知の住民が休日や夜間においても、安心して暮らせる医療体制の促進が図られる。</p>	北空知 1市4 町	安全・安心な生活環境となるよう地域医療体制を確保することにより、町民の福祉向上の一助となるほか、移住・定住の促進が図られる。

<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業</p> <p>生涯学習・ スポーツ</p> <p>その他</p>	<p>ふれあいプラザ土間整備 (事業内容) 屋内運動場の土間の改修を行う。 (事業の必要性) 長年の使用により土間に硬化や沈下 が発生しており、利用者の安全確保と競 技環境の改善を図る必要がある。 (事業効果) 利用者の安全確保と競技環境の改善、 施設の長期的維持が図られる。</p> <p>公設塾開設事業 (事業内容) 小学生及び中学生を対象にした公設 塾を開設する。 (事業の必要性) 学習の仕方がわからない等、家庭学 習に課題がある。 (事業効果) 児童生徒の主体的に学習に取り組む 態度の育成、望ましい学習習慣の定着 を図る。</p>	<p>町</p> <p>町</p>	<p>利用者の安全 確保と競技環 境の改善、施 設の長期的維 持が図られ る。</p> <p>民営塾の開業 が見込めない 本町におい て、都市部と の教育機会の 格差是正に資 する。</p>
<p>9 集落の整備</p>	<p>(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業</p> <p>集落整備</p>	<p>住宅除却費補助事業 (事業内容) 町内における老朽化した住宅等の除 却を促進するため、除却に要する費用の 一部を助成する。 (事業の必要性) 空き家等の老朽化した住宅の増加は、 社会問題となっており、景観を損ない、 事故や犯罪の発生につながるため、除却 促進を図る必要がある。 (事業効果) 住民が安全で安心して暮らすこと のできる環境整備が図られる。また、土地 の有効活用促進を図ることができる。</p>	<p>町</p>	<p>景観の保全や 住民の安全か つ安心な日常 生活の維持に 資する。</p>

		<p>コミュニティ会館維持管理交付金 (事業内容)</p> <p>町内会活動の拠点である各コミュニティ会館がその機能を継続的に発揮できるよう、町内会が管理する各コミュニティ会館の改修費、電気料、水道料金の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>人口の減少に対し、地域住民相互の連携が一層重要になり、その拠点であるコミュニティ会館は適正に維持管理される必要がある。</p> <p>(事業効果)</p> <p>コミュニティ会館が適正に維持管理されることで、良好な地域社会の維持が図られる。また、町内会の負担が軽減され、コミュニティ活動の活性化が図られる。</p>	町	<p>地域住民によるコミュニティ活動や互助活動の維持・促進が図られる。</p>
--	--	---	---	---